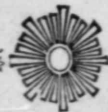


# 監獄雜誌



第四卷第七号

## 目 録

|        |                      |        |       |
|--------|----------------------|--------|-------|
| ● 論説   | 移轉刑ノ利害ヲ論ズ            | .....  | (一頁)  |
| ● 海外通信 | 將タ勸令ヲ以テスヘキカ          | 存靜園    | 平田嘉兵衛 |
| ● 海外通信 | 犯罪ノ起因及ヒ犯罪ノ豫防         | 樺戸     | 原 風   |
| ● 海外通信 | 教誨ノ目的                | 樺戸     | 原 峰   |
| ● 問答   | 通切                   | 原 峰    | 昭夫    |
| ● 問答   | 辯護人代理ノ接見ニ就テ          | 三山 奇生稿 | (一九頁) |
| ● 雜錄   | 北米合衆國獄囚ノ役法           | 三山 奇生稿 | (二〇頁) |
| ● 雜錄   | 德川文庫獄制一斑 (第三卷第十二號續)  | 三山 奇生稿 | (二〇頁) |
| ● 翻譯   | 刑罰處分ト獄則處分トハ之ヲ併科シ得ヘキヤ | 三山 奇生稿 | (二〇頁) |
| ● 翻譯   | 客言                   | 三山 奇生稿 | (二〇頁) |
| ● 翻譯   | エルザス及ロンドンゲン州監獄法(承前)  | 山上義雄譯  | (二二頁) |
| ● 寄書   | 大坂                   | 洋 々 啟  | (三八頁) |
| ● 寄書   | 監獄會館ノ設置ヲ望ム           | 佐 原 生士 | (三八頁) |
| ● 寄書   | 監獄制度ノ將來ヲ哀ミ併セテ監獄書記    | 摩耶山焦夫  | (四六頁) |
| ● 寄書   | 看守長ヲ謝ム               | 摩耶山焦夫  | (四六頁) |
| ● 統計   | 監獄彙報                 | 摩耶山焦夫  | (五二頁) |
| ● 統計   | 監獄彙報                 | 摩耶山焦夫  | (五五頁) |

## ◎ 會 告

監獄雜誌送達ノ義ハ郵便ニ依ルノ完全且迅速ナルハナシト雖如何セン冊子ヲ兩斷シ且帶封ヲ破リ良モスレハ表紙本文ニ汚損ヲ生シ時ニ或ハ不着ノ恐レアリ又一方本會ニ於テモ一冊子毎ニ氏名ヲ記載シ之レニ帶封ヲ付スルノ手續モ相省テ相互ノ便益アルヲ以テ一累内多數御購讀ノ個所ハ鉄道客車便ニ付シ鉄道便ニ依リ難キ地方ハ運輸、郵船、通運會社等各種ノ早達便ニ付シ迅速相試候處鉄道便ノ外ハ意外ノ遲着ヲ生スルノミナラス其費用却テ郵便ニ超過シ到底實行シ難キヲ以テ今後ニ在リテハ必郵便及鉄道客車便ノ二途ニ依リ送達ノコトニ確定セ。就テハ郵便萬一ノ不着ヲ豫防スル爲メ將タ本會幾分ノ手数ヲ省略スルノ目的ヲ以テ多數御購讀員有之個所ハ其帶封ハ一々氏名ヲ記セス該官署宛相當部數御送付可致ニ付到着ノ上ハ御主任官ヨリ各位へ御配布方御盡力相仰度又受付諸官ニ於テ空數御返還等不相成様豫メ御通牒被下度此段相願候也

八 月

監獄雜誌出版主任拜告

## ● 看守必携獄務提要

## ● 監內揭示條目辨解

右二書再三版ノ分數百部殘本有之若シ五拾部以上一纏メ御購讀被下候ハ、非常減價ヲ以御需用ニ應スヘク此段廣告ス

監獄學會出版部

## ○ 廣 告

生儀左ノ個所へ僑居ス此段辱知諸君ニ謹告ス

相州小田原新玉町四丁目七百十一番地

八木秀太郎

## ◎ 豫約出版廣告

八木秀太郎譯補

## ● 格氏監獄學

右は現今歐陸に在て監獄家の泰斗として偏く雷名を轟かし本邦に於ても故セーバツハ氏の口に籍りて汎く其主義操行を欽慕するに至りたる獨逸國伯林モアビート監獄クローチ老典獄の多年刻苦勵精の餘に出で頗る學者實務家の間に稱揚珍重せられ爲めに伯林大學より名譽法學博士の稱號ヲ博したる程の有益ある大著述にして其有用欲くべからざる机上の良友たるは今更喋々の辨を須たざるべし本會之を我國監獄社會に紹介せんと欲するや久し今や圖らずも譯者の閑散の地に就かれたるを好機とし遂に乞ふて此舉あるに至れり本來原書ハ六百餘頁の大冊あれは一時に之れを出版するは自他の不便あるべきか故に暫く不緊切ある第一篇獄事の沿革を省き第二篇犯罪の刑罰第三篇獄舎の建築第四篇獄務概論第五篇同各論其他附録の諸部を大凡毎月一回づゝ百頁以上の假綴本として十回位に分ち發行することゝなせり又最後回には有益なる統計表數種并に繪圖幾枚を添付すし然るに譯者は勿論本會に於ても専ら斯道興隆の爲めに聊か微力を致さんと企圖することあれは只管購讀者諸君の便利を眼目とし豫約代價を低廉にし殊に特別ある割引法を設けたり蓋し監獄官吏諸君は悉皆多人數一所に集合し居らるゝに由り此割引法の利益を享受せられざるもの恐くは一人もあかるべし唯切に望む各監獄界に於て代金取極方を協議ありて雙方の手續を要せざる様深く御配慮あらんことを

# 豫約出版方法

- 一 第一集は本年八月中旬を以て申込の多少に係はらず印刷に付し申込の順序に依り郵便鐵道便又は早達便を以て送本すべし
- 一 冊子は紙版一頁十四行三十字詰とす
- 一 全部完成の後郵税往復とも自辨送付せられしときの本會に於て製本費を負担し堅牢美麗なる表紙を贈呈す
- 一 豫約代價は一回分一部限金二拾錢貳拾部以上金十八錢五十部以上金十六錢百部以上金十四錢
- 一 但し一切前金を要せず着本の節直に廻金の事
- 一 申込の部數豫期より多きときは相應に代價を低減することあるべし
- 一 送金は郵便爲換として東京支會出版部宛四谷郵便支局へ振込ありたし
- 一 豫約申込期限は八月三十日とす
- 一 右の通相定候間例に依り陸續御申込被下度此段以紙上及廣告候也

東京四谷區荒木町廿七番地

明治廿六年七月

## 警察監獄學會東京支會出版部

本書第一回の印行は八月中旬を期し又豫約期限は同月三十日とせしも譯補者八木秀太郎君小田原閑居後微恙に罹られ充分執筆し得られざりしを以て乍遺憾

第一回出版の豫約期限は

九月月中旬  
九月三十日

と改正せり

出版部拜告

## 監獄雜誌第四卷第七號

## 論 說

## ●移轉刑の利害を論ず

廻 瀾 生 拜 稿

凡そ人として情愛あきばあし其一身を愛し一家を愛し一郷を愛し一國を愛する皆是れ天性の然らしむる所にして苟も横目縦鼻兩腕二脚能く行き能く言ふところの人たるを失はざる以上は決して此感覺あきばあらざるあり只其れ先後緩急の差異あり是を以て時に或は其一二を欲如するが如き不具者あるやの外觀を呈することあり然れども眞に一時の假觀たるに過ぎざるなり夫の罪惡の非行ありて縲紲の苦痛を受くる所の囚人たりども豈多少の情愛あからんや其父母を思ひ妻子を慕ひ郷國を望むの至情は寧ろ常人よりも甚しきものあり是れ心緒單純にして他に耳目に接觸し腦髓を刺戟するものあらざるを以てあり

交通は人の生存の一條件ありと謂ふも可あり又歴史は社會の成立に大關係あるものあり人の快樂は自己の經歷を談話するより大あるはなし他郷に在りて同郷人と邂逅するの愉快は何物か能く之に如かん而して其愉快なるは何か故に然るかは是れ其經歷畧々相同しきを以てなり何人たりども此の如き境遇を經歷せざるものあらざるべし試に其談話の如何を回想せよ首として彼山は如何此河は如何と地理的地誌的歴史的の事物より説起して遂に何地の何某の如何と相互の親戚故舊に話及し往々一見舊識の如き感情を發し忽然に



して莫逆の交友となることあり況や父母妻子兄弟をや幽闇なる鎖窓の下に默座し雪晨雨夜靜に既往を回想し將來を憶想するときは其感慨果して如何悚然斷腸の情に勝へざるべきは疑を容れざるあり故に愈々遠く郷里を離れ從來無人氷雪の境として世人の畏怖して已まざる所の絶島に移轉して行刑せんとするが如き頗る人情を損傷するものと謂はざるべからず

夫れ刑は犯人の改善を以て目的とするの故に行刑の方法も亦固より此趣旨を失ふべからず而して行刑上の改善に心理的(道德)理學的(衛生)及經濟的(工藝)の三別あり原來犯罪の非行ある者は社會的又個人己むべからざる理由ありて餘義なく惡事と知りつゝ法律に違犯することも亦なきにあらざれども畢竟道德的思想堅固ならず所謂脊に腹へ換へられずとの俚諺に誤まらるゝより起ることなりとす其外酒賭博等の遊樂に耽り或は懶惰にして勞作を嫌ひ爲めに財産に關する罪を犯すに至りては道德的無教育に職由すること勿論なり結局道德的無教育は犯罪の一大原因なること明瞭なれば犯人の改善を進捗するにも道德的教育を必要とすること復た辨を須たざるなり現行監獄則にも父母妻子並に故舊に關して特に諸般の交通を許可するの規定あるは誠に其宜しきを得たるものなり加之舊監獄則の房内揭示條目には毎朝父母若くは其墳墓所在の方位に向て禮拜すべしと明記せるにあらざるや是れ孝は百行の始なりとの本文に依りて道德心を涵養するの精神に出づると問はずして知るべし犯人の心術を改善する上に於て父母妻子との如き無害の交通を有益なりとするの事實は獨り我國の獄務家のみならず歐米に在りても亦一人として之を是認せざるべし然るに犯人を遠達なる絶島に移送して父母妻子との交通を愈々容易からざらしめんとす宛然犯人改善の

道を遮斷するの如き處置あらずや譬令實際に於ては内地の監獄に在る絶島の監獄にあると交通上大差異なしとするも犯人の精神に與ふる感觸は惡く實に吾人の意外に出づるものあらんを人の艱難に耐へ辛酸を忍ぶは將來に向て希望あるに由れり人若し絶望の悲境に陥るときは何事か爲さうらん亂行暴舉至らざる所なく遂には死をたも辭せざるべきなり萬一絶島の地に在て幾百千の囚人生命を賭して暴發するとあらんか如何して能く之が鎮壓を計るべきか一人の戒護吏兼ね七八名の囚人を負擔するの割合なれば外役の途上等に於て不意に事變を生ずるか如きあれば其危殆なること果して如何況や絶域孤島に在りて看守の志願者常に欲乏し且病者も稀有ならざるべきをや内地の監獄に在りては之に反し非常の事變に備ふるに警察あり軍隊あり又消防夫あり設令監獄の獨力にて鎮壓すべからざるの如き大事變に至るも毫も恐るゝに足らざるなり是故に囚人亦能く之を知るを以て最初より無謀の企圖を爲さるるなり嗚呼危險ある哉孤島の監獄囚人は郷里及父母妻子を遠ざかりて絶望の念を懷き之に加ふるに警備の薄弱あるを以てす嗚呼亦危険なる哉又絶島の地に在る監獄は他の監督を受けるの機會稀少なり最大效力ある社會の監督幾と絶無と謂ふも可なり故に囚人の檢束上如何なる暴力を用ふる者あるも知るべからず然るに囚人に對して殘虐苛刻の所爲あるは道義心を滅するの大害あるを以て文明國に於ては大抵夙に苦刑等を廢止せり我國の如きも苦刑は勿論監内の懲罰として鞭撻することあるをも許容せず是れ文明の一美事と謂ふべし試に思へ甲乙二人相爭ひ互に暴力を縱にして毆打することあらん其心事の野卑ある轉た世人の指彈を蒙るべし是れ何か故に然るか其行爲禽獸に異あらざるを以てのみ看守若し囚人に對して獸力を逞ふることあらん雙方の道德的思想を

滅却すること甚しきものあらん思はざるべけんや

以上論するが如く絶域孤島に囚人を移送して繋獄することの心理的有害の結果あるは今復疑を容れざるなり更に進て理學的の結果如何を講究せんに監獄の事あれば防寒の手段を完具せんこと到底期すべきにあらざれば寒威凜冽氷雪劈膚の爲めに健康を傷害し終生の痼疾を受くるもの幾千なるべきの實に夥しきことあるべし我國は大半温和の氣候を有すれば身体寒威に慣れず頗に寒帯に屬する北極接近の地に移さるゝときは發病者の多からんこと疑わし健全ある身体は吾人第一の資本あり殊に勞働者に在りては健康を以て惟一の資本と爲すとも謂ふを得へし囚人若し痼疾に罹り未だ全治に至らずして出獄せんか將た何に依りて生計を營むべきか且や健康なる精神の健康なる身体に宿すとの格言あり刑の目的眞に改善に在りてすれば囚人の健康を進捗すること實に緊要あり出獄者の健康入監時に比して減するが如きことあらば行刑の方法宜しきを得ずと謂はざるべからざるあり

經濟的の改良に就て一言せんに犯人の過半は相當の收利的ある職業を有せざるに由り刑辟に觸れたる者なれば眞に彼等をして改善せしめんとすれを漸次個人的適應の職業を習得せしめざるべからず而して幾百千の囚人に個人的適應ある職業を授けんとするには凡百の手工を網羅して監獄に設置するの覺悟あるべからず山間の村民に美術的彫刻を課し又ハ大都會の市人に農桑を教ふるも出獄後將た何の益のあらん其他身分經歷財産年齢性質等授業上顧慮すべき關係一にして足らず然るに人口稀少なる絶島に監獄を置きて此等の要件に應し得らるべきか殆ど人爲には企及すべからざる難事たるが如し若し犯人の生産力を曠昔より減

損して釋放することあらんか是れ刑の目的を愆るものと謂はざるべからず譬令終身釋放の期なき重刑者のみを移送することとするも尙不可なり何となれば其事改善の目的と合一せざればなり我國法無期徒刑囚にも假出獄の恩典を擴充するの深意深く味ふべきあり

囚人を驅りて土地の開墾に役し又ハ殖民の手段に供せんとするの不可なるは英佛魯の先蹤に徴して明あり故に贅辨を要せず予は終に一言を移轉刑擴張論者に呈して一考を乞はんとす曰く現に北海道に於てさへも戒護吏の補充方に困難するにあらずや此事に就て成算あらば冀くは開示せられんことを予ハ寧ろ北海道に移送するの現制度をも改められんことを切望せずんばあらざるなり

### ●監獄則の改正ハ法律を以てすへきか

將た勅令を以てすへきか

在 靜 岡

平 田 嘉 兵 衛

監獄則の發布は法律を以てすへきか將た勅令を以てすへきかの問題ハ憲法の範圍に屬し吾人の適當に研究すへき限にあらざれども事苟も獄事に關るを以て敢て一片の言説を試むるも全く無益の業に非ざるへきを信ず而して吾人の徹底本問を憲法の範圍に限局して觀察せむとするに非ず唯其泉源を憲法に酌んで末流の獄事に及はむとする順序に過ぎざる耳看者之を諒して可也

凡そ憲法上法規の設定は其形式に關するものにして其實質に及はすものに非ず故に立法者の法を設けむとするに際し憲法は其實質の如何に依り立法者か議會協賛に附するを強制せず法律を以てするも命令を以て

するも固より立法者の機能にして憲法は此に立入りて左右するを欲せず但し憲法が明に法律を以て設定すべしと命じたる場合及一旦法律を以て設定したるものを變更する場合は必ず法律を以てせざるべからず此二つの原則を指示して立法者の自由を制限するの外他に何等の約束せらるゝとなし憲法第三十七條に曰く「凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要す」と蓋し法規の性質あると否らざるを問はず之を法律として布告するときは議會の協賛を経るを要すとの義あり故に議會の協賛を経るは法律を頒布する要件を定めたるものに過ぎずして法律の材料を定めたる者に非ず之れ吾人の憲法上法規の設定は形式に關するものにして實質に及ぼすものに非ずと前言したる所以なり之を總ふるに國家が國家の意思を發表するに際し或る例外を除く外は法律を以てするも命令を以するも固より國家の自由にして議會協賛の一事に未だ以て其意思を羈束するに足らざるあり然り而して憲法上に於て監獄制度の設定を以て法律の形式に由るべしとの明文を存せず又現行監獄則は法律の形式を具へず立法者の機能を制限する二つの原則に對し斯く牴觸せざる以上は監獄則の改正は法律を以てするも命令を以てするも素より立法者の自由にして憲法上毫も異議を容るゝ點なしとす然るに或民主主義の憲法原理を援引して我憲法を解釋せむとするの論者輒もすれ以上上の法理を誤認して憲法が「凡て法律は議會の協賛を経るを要す」と云へる意義の當に其形式に關するものに非ずして其實質を定めたるものありと言へり蓋し法律ある語に二様の意義あり一を形式的の法律と云ひ二を實質的の法律と云ふ前者は法律の式を以て發布したるものは其事柄の何たるを問はず凡て之を法律と稱し后者は一國の法規として臣民の權利義務の標準となるべきものゝ總てを指稱するものなり此區別をして我

憲法上何れを適用して可あるやを觀るに吾人は既に前述したるか如く形式の意義に用ゐたることを明にせり故に其事柄の何たるを論せず法律として發布する時は議會の協賛を要すと云ふに過ぎずして其事柄の如何に由り法律を以てせざるべからずと云ふを得ず論者ハ后者の實質的法律を探らむとするものあり故に苟も臣民の權義に關するものは悉く議會の協賛を経ざるべからざるの結果を生ず換言すれば法律の材料を指定したるものとして立法者の機能を羈束するものと云ふべし若し此見解をして正當なりとせむか監獄制度は法律に由らされし之を發布するを得ず何となれば臣民の權義に關するものありなり之れ果て正當なるか抑も國家の臣民に對する行為は其法律たる命令たるを問はず直接間接に民人の權義に關せざるもの殆んど稀なり然るに其權義に關するものハ凡て議會の協賛を経ざるべからずとせば國家の事業は只立法するに止り社會の公益を目的とする行政官の行動は殆んど停止せられたるものと云はざるべからず是豈臣民の權義を保護せむとするの良法ありと云ふべしや論者の説遂に取るべからざるや知るべき耳

憲法上に於ては法律を以てするも命令を以てするも敢て之を制限せざると前段述べたる所の如し然れども政治上の點に於ては二者の得失を論する價值ありとせず而して本説も亦甲乙二者に分岐せり甲説は法律を以て設定するを正當なりとし乙説は勅令に由るを正當ありとせり而して吾人は甲説に左袒するものあり故に直に吾人の卑見を述べむと欲す然れども揚擧途に塞かれは孟軻辭はして之を闢かざるを得ず故に聊か乙説の概要を觀察し後卑見を述べむとす

乙説の主眼とする所ハ事後の變更に在り蓋し監獄制度の如きは刑罰の執行方法に關する實際の手續を規定



するものなれど苟も實際の便益に反く場合は之を改むるに躊躇すべからざるなり夫變化窮りあきの事緒に應じて其機宜を愆らざるは國家行政の本質にして最も貴ぶべきの點なりとす是故に囚徒の待遇と云ひ檢束と云ひ懲戒と云ひ教誨と云ひ將た役業と云ひ之皆時の宜しきと場所の如何に由り之を増減斟酌せざるべからざるに一旦法律を以て設定せむか斯る必要の事緒に應じて其便益を計らむと欲するも急速の需要に應ずる能はざるを如何せむ何とあれば立法の機關は常に存在するものに非ずして敏捷果斷を要する行政の本質と相容れざるものなればあり假令ひ立法機關の存在する場合に於ても政事上幾多の紛争より終に或は其結果を見る能はざるの不幸に遭遇するは立憲制度の通弊にして亦如何ともす可らず此時に方り果して能く監獄事業の便益を計ると謂はむや反之勅令を以てせむか前上の不都合を避くるのみならず時に刑法の缺漏を補苴して刑罰の効力を完全ならしむるの効能なしとせず且夫現今の監獄制度の方々に改良時代に屬し其施設一として試験的あらざるはなし従て制度と事業の結果との往々撞着するを免れず而して此不都合を排除するに不便を感じるは亦前段の理由を以て之を説明するを得べし要するに命令を以てするときは事後の缺典を救済するに際し甚た便益あるのみならず監獄事業の發達を助長するの効能あり云々

論者か所謂命令を以て發布するときは事後の變更に際し急速の需要を充實し以て臨機活動の便益を得る行政の本質として固より貴重すべき點なりと雖も其裏面は立法機關の煩雜を回避せむとするものあり抑も法規の設定をして立法機關の協賛に繋けたる所以は廣く公議に諮り輿論に訴へ以て真正に國家の意思を發表せむとするに外ならず何ぞ法の活動を阻碍して公益を無視すと謂はむや是故に國家の重事にして苟も

利害休戚に關するものは立憲國家の責務として悉く議會の協賛を経るは

(法理論は兎も角も)

一般政事上の慣例なり人

身を拘束して刑罰の効果を收めむとする監獄事業豈に國家の利害休戚に關せずとせむや論者か立法機關の協賛に附せざるを便益なりとするの乃ち立法機關の協賛を迂遠なりとし其煩雜を回避せむとするものに非ざるか果して然らば是既に立憲制度の本質を誤りたる者なりと云はざる可らず何爲ぞ其陋あるや勿論事務の性質に由り立憲機關の協賛を経ざるを以て却て其便益とする場合ありとせず夫の警察事務の如き之れなり蓋し警察事務の如きは主として危難を未發に防遏し以て一國の秩序を保維するものある故最も急速の處分を要す故に緩慢慎重ある立法機關の協賛に委するより寧ろ敏捷果斷の行政權に委するを以て得策とする耳然るに監獄事業の如きは大に其趣を異にし一も未發事務を處分するか如き性質を有せず熟慮深案徐ろに大計を畫して將來を規定するも敢て大なる不都合を見ず且夫論者の立法機關の協賛を回避せむとするハ唯其形式の上不便を發見して實質上の効能を忘却したるものなりと云はざるへからず何をか實質上の効能ありと云ふ曰く衆議の意見之れあり諺に云はすや「三人寄れば文珠の智慧」と夫れ是非を討ね物の得失を究むるは多數の意見に従ふより宜きはあし議會ハ公議の集合にして議論の精を粹めたるものあり苟も完全なる監獄制度を設定せむとせば之を捨て其焉れにか求めむや況んや監獄の改良は近年朝野人士の嘖々する所にして其滿腔の熱血は將さに議會に隘れむとするに於てをや論者曰はすや「現時の監獄ハ將さに改良時代に屬し其施設一として試験的ならざるはあし」と果して然らば大に改良の方案を講せざるへからず而も其改良の方案ハ何れにか之を求めむとするや或は曰「典獄會同の如き之なり」と吾人亦其會同の必要にし



て且有益なるを知る然れども之を以て完全なる制度の設定を望むに甚た實に過ぎたりと言はざるを得ず何とされぬ制度の組織と事業の運轉とは自ら特別の事情を有すればあり事業の運轉巧みありと雖ども之を以て必ずしも制度の組織に精通せりと云ふを得ず典獄の事業の運轉手なり制度を組織する一般政事家と其の品格を異にす蓋し政事家の特質は一部の事業に拘泥せず万般の事業を洞觀して其宜を制するに在り若し一部事務に偏倚して他を見るの明あからむか不偏不黨を主とする國家の公益は遂に埋没せられむとす豈殆からずや而して典獄は一部の専門事務として監獄事業を運轉するものあり故に其明や能く監獄全般に通曉して敢て遺憾なしとするも自己の事業に熱心ある余り不知不識他を觀るの明を蔽はるゝは人情の弱点として實に止を得ざるの所ありとす然るに議會なるものは一部専門の事業を討究するに非ずして實に國家の大政を審議するに在り故に其論や公其議や明なりと認めざるを得ず然り乃ち國家事業の大問題たる監獄制度の改良の如きは須く之を議會に諮るは固より國家の責務にして亦事の宜きを得たるものなりと云はざるへからず且又論者の所謂改正手續の不便之を救済する他に途あり何となれは右等の事實は監獄法に規定せず施行細則たる勅令若くは省令等に由り充分之を活動するの餘地あればなり彼の不便を見るに敏にして此の便を求むるに迂あるは蓋し論者の過ちに非ざるべきか

以上の理由に依り吾人は法律を以て設定するの相當あるを信するものなり然れども吾人の不識固より過ちなきを保せず幸に大方君子の教示を賜はらむことを望む

## 海外通信

左ノ一篇ハ近時北米ニ於テ故ワインス氏ノ遺業ヲ繼キ專ラ監獄改良ノ事業ニ當リ熱心ニ運動セラル、北米聯邦監獄協會及紐育監獄協會ノ書記エム、エフ、ラウンド氏ノ演說セラレシモノナリトテ特ニ其稿ヲ寄送セラレタリ執テ見ルニ演說ノ主眼單ニ監獄社會ノダメニ爲ラレシモノニハ非サレドモ犯罪起因ヲ調査考究スルノダメニハ好材料ト思量セシニヨリ意義ヲ抄譯シテ紙幅ヲ埋ム若シ讀者ノダメニ小補アラハ幸甚

樺戸 原 胤 昭

### ●犯罪ノ起因及ヒ犯罪ノ豫防

病ヲ豫防スルダメニ用井ル「オンス」ノ藥劑ハ治療スルダメニ用井ル藥劑「ポント」ノ價アリト此ノ簡單ナル詞ノ世事百般ニ適合スルヲ誰トシテ疑フ懷クモノ無カルベシ然ルニ世ノ人ハ密リ社會ノ害毒タル恐ルベキ犯罪ヲ豫防スルヲダメニハ僅カ一「オンス」ノ藥ヲサヘ與ヘズ既に犯罪トシテ顯レ來

ルニ及ヒ勢ヒ止ラ得ズ治療ヲ施スノ煩勞ヲ取り且ツ巨多ノ金額ヲ消費セリ然リト雖モ其煩勞ハ如何ニ多キヲ致ストモ到底之ヲ全治スルハ能ハス僅ニ其幾分ヲ輕減スルニ止マリ只タ其病ノ現象ニ抗拒シ闘戰ヲ試ムルノ外アラザルヘシ

世ニ犯罪ト呼ブモノ多シ然モ其起因ニ溯ツテ之ヲ施治スルニ於テハ未ダ治療シ能スト云フモノ一モアラス現ニ我輩カ目撃スルモノハ其所ニモ彼所ニモ二人乃至三人ノ改良全治セシモノアルナリ併シナガラ此人間世界ノアラン限りハ犯罪人モ亦全ク消滅スルハ能ハサルベシ世界ノ中ニ犯罪人ノ跡ヲ絶ツハ黃金世界ノ來ル日ヲ待ツノ外非ラザルベシ併シ今日ニ於テモ其幾分ヲ減スルヲハ力ヲ用テ出來能フ事トス故ニ之ヲ豫防スヘキ「オンス」ノ投劑ニ最モ注意ヲ要スルナリ若シ此豫防事業ニ充分ノ力ヲ盡ストナクンバ恐クハ世ノ犯罪人ヲ減少スルヲ難カルヘシ抑モ犯罪者ヲ撲滅スルノ勢力ハ何等ノ点ニアリトスルカ警察法ノ精密カ或ハ監獄法ノ改良カ否ナ其勢力ノ基源トスルモノハ一般人民ノ道德ヲシテ高尚ナル地位ニマテ進歩セシメ法律ヲ尊敬シ喜ンテ之ニ從ハシムルノ一点ニアリ之ヲシテ其地位ニマテ進マシム

ルモノハ人民各自が家庭ノ教育及ヒ一般ノ學校宗教教育トノ力ニアリトス

爰ニ予ハ一文ヲ草シテ先ツ或ル犯罪ノ起因ヲ説明セント欲ス「年若キ犯罪者ノ有様ニツキ親シク之ヲ調査シ其實情ヲ監察スルニ家庭教訓ノ無キヲ然ラサレハ其欠乏ニ起因スルモノトス凡ソ社會ノ上流ト呼ハルモノヨリ出ツル犯罪者ノ起因ハ子カ父母ヲ尊敬スル心ナキナリ此等ノ父母ハ只タ一偏ノ愛ニ惑溺シ日常ノ事其兒童ノ望ムカマニ善惡共ニ其意ニ任セ親子ノ間ニ一ノ法律ナク毫モ親ノ命令ヲ尊敬スルヲナキヤウ養成セシニアリシグシグノワルドンボルス氏曾テ云ヘルヲアリ予ハ兒童ガ親ノ命ヲ聞カストイフヲ聞ク毎ニ其子ノ足ハ今ヤ牢屋ノ方角ニ向ツアルヲ思ヘリト

或人問テ我カ兒童ヲ犯罪者ニセヌ手段ハ如何ニセハ可ナリヤト云ハバ予レ躊躇セヌ此一語ヲ以テ答フヘシ「從順」即チ上ハ上帝ノ誡命ヨリ下ハ社會ノ總テノ法律ニ從ヒ服サシムルヲニアリトス然ルニ世ノ親モルモノハ異口同者此ノ如キ言詞ヲ放ツモノアリ我等ハ我子ノ幼稚ヨリ心ヲ盡シテ此事「從順」ヲ教習シタリ然レ彼自ラ之ヲ肯ハス我カ教ニ從ハサリシト然レ

シタルニヨリ法律ハ有テ無キモノ、如ク只空文ト化シ去リシナリ犯セシトテ必ス罰セラル者ニモアラスト認ムルニ至リシカ故ナリ凡ソ法律ト名ヅグルモノナラニハ從フモ從ハサルモ隨意ニ處シテ可ナリトスルモノニアラス然ニ家長タルモノカハ爾曖昧ノ處置ヲ以テ育養シタルニヨリ遂ニ兒童ノ心ニハ法律ヲ尊敬スルニ及ハザルモノナリ法律ハ必シモ從フヘキモノニアラスト誤認スルニ至リシナリ

兒童ニ取テ最モ貴重ナル成育期ヨリシテ人生至貴ノ從順ヲ道德心ノ蓄テ拔キ去リ之ニ代ユルニ兒童ガ身体ノ成長ト共ニ長テシ不從順テ習慣性ハ布テ以テ社會ノ法律ヲモ輕々ニ看過シ之ヲシモ緩慢不規則ナルモノト思認シ之ヲ重ンゼザルニヨリ遂ニ犯罪者トマテ陷ルニ至リシナリ而後其父母ハ首ヲ垂レ涙ヲ流シ我カ愛スル兒童ハ何故ニ斯クハ惡シキモノト成リシヲ實ニ不思議ナリトシテ憂悶苦慮シテ哀シムハ笑止トイフモ愚カナリ家庭規律ノ緩慢ハ取モ直サズ父母其子ヲ馴スニ法律ハ左マテ重ンスヘキモノニ非ラス之ヲ犯スモ大ナル罪ニアラストノヲ以テセシモノ、如シ尙其原因ヲ委ク云ヘハ法律ノ名文ヲ暗記サセシノミニテ其意義ヲ明ニ解セシメズ其法アルノ所

予ラウインドナシテ再ヒ答ケ與ヘレムルナラハ斯ク云ハントス「我敬愛スル君ヨ落膽失望ノ淵ニ沈メル父母ヲチヨ君ハ其愛子ニ教ユルニ從順ノ何モノタル精神ヲ教ヘタリヤ或ハ從順トイフ法律ノ成文ノミヲ教ヘシニハアラザルカ宜シク反省アラントチ希フ尙之ヲ細カニ説シカ先ツ兒童育養ノ當時ヲ省ミヨ各ノ家ノ客間ニハ種々ノ物品ヲ陳列裝置シ卓上ニハ美シキ画本アリ又家族ノ愛觀スル知己朋友ノ寫真帖アリシナルヘシ而シテ父母ハ之ニ一ノ法律ヲ立テ誰ニテモ父母ノ許ナシニハ之ニ手ヲ觸ル、ト勿レト制シタリサテ母親カ此法律ヲ執行スルヲ如何ニアリシカトイヘハ時トシテハ行ヒ時トシテハ行ハス或時ハ其品々ヲ室内ノ最モ高キ棚ニシテ兒童ノ手ノ達セヌ所ニ之ヲ置キシヲアラサルカサテ此所置ノ精神ヲ委シク云ヘハ母親ノ胸中ニモ始カラ我子ハ我法律ヲ必スシモ守ルマシト願慮スル處ヨリ兒童ノ身力ノ及ハサル所ニ之ヲ取除ケ漸ク以テ我カ法律ノ執行ヲ維持セント圖リシナリ必竟斯クマテニ兒童カ屬ル親ノ法律ニ從ハサル様ニナリシトイフモノハ何ノ所以カナレハ兒童カ親ノ法律ヲ犯シテ裝置ノ列品ヲ擅ニ翫弄セシ時ニモ堅ク之ヲ戒メテ罰ムルトイフヲナク緩慢ニ放置

以テ懲罰ニ教示セサリシヨリ法律ヲ重ンセス法律ハ犯シテモ或ハ刑罰ハ來ラヌモノトマテ誤認セシメタルニ因ルモノナリ如斯因習ヨリシテ幼稚ノ日ニ道德性ノ一部分ヲ害シタルハ皆是レ家庭教訓ノアラサリシト或ハ其欠乏ニ出ツルモノナリ

之ニ次テ財產ニ對スル犯罪心ヲ起ス原因ハ他人ノ所有ト自己ノ所有トノ區分ヲ大切ニ思認セサルヲニアリ幼稚ニシテ自ラ得ル物ナク他人ノ保養ニ係ル時ニスラ自己ノ所有權ヲ重ンヌルノ心ナクハ如何シ大人トナリ自ラ得テ生活スルノ時ニ當リ自他所有權ヲ貴重スルノ念慮ヲ起サザヤ

予ハ此等ノヲ展世間ニ目撃セサルニ非ラス或母親ハ笑ナカラ或ハ誇リツ、高慢ナル顔色シテ曰ハク我家ノロツブビーハ無頓着ナル氣性ニテ近隣ノ兒童ノ手遊品等何ナリ彼ナリ自分ノ氣ニ適フタルモノアレハ携ヘ歸リテ己レカ前ニ陳列シ或ハ戯レ或ハ遊フト併シ此母カ誇レル詞ノ興味ニ深ク立入リテ考究スルナラハ今ヤ其子ハ竊盜者ニ爲ルヘキ修行ヲ爲シツ、アルモノナリ其母ハ我カ愛スル子ヲシテ世ニ捨テラサル、盜賊ニナサント教習シツ、アルモノトイフヘキナリ必竟スルニ其兒童ハ自他所有權ノ何モノタルヲ

教 誨

知ラサルカ故ナレハ幼時トイフトモ所有權ノ分別ヲ明ニ教ヘサルヲ得サルモノナルヲ然ルニ世ニハ珍奇ナル説ヲ立テルモノモアリ頭是ナキ兒童ニハ未タ之等ノヲ訓習スヘカラス只自然ノ發達ニ任セヨトイフ然レズノ如キ人生貴重ノ習慣ヲ造ルニ尙早シトイフ時アルヲ知ラス勿論之ヲ教ユルニハ輕々容易ノヲセズ時トシテハ愛兒ノ手甲モ赤ク腫ル、マテ折檻ヲ加フルトモアツテ可ナルヘシ眞實我子ヲ愛スル親ナランニハ忍テ之ヲ訓習シ後ノ憂ヲ避クルタメニハ如何ニ嚴肅ナル矯正ヲモ加フヘキ筈ノモノナラズヤ

(未完)

教 誨

● 教誨の目的

薇 峰 樵 夫

方法は目的を達する所以の術あり、此術たる方法を以て目的を収め得たりと誤認するものあれば誰か其愚を笑はざるものあらんや、斯る人は何事業を志しても恐くハ成功し得る人にあらざるべし、蓋し目的と方法を混同すればなり、余今茲に此言を必ず偶然

にあらざるあり、世には目的と方法を混同して得色あるものあればなり、殊に監獄教誨を以て自任する教誨師其人に於てかゝる誤謬に陥るものなき乎と竊かに憂慮措く能はざればなり、

教誨師あり演壇に登るや己が教旨を貫徹せしめんが爲に痴情に炎然たる囚徒に向ひ、故郷の破屋に残月を眺むる父母妻子の惨状を画き一ツに情緒に向つて教誨するを得意となすものあり、さあさだに彼れ囚徒は監房薄暗き所、故山妻子の悲境、父母困窮の慘狀を想像し、動すれば情緒的恩愛に絆され鬼の眼に涙なき能はざるハ其が常態なるにも係らず、教誨師たるもの得々としてかゝる教誨をなさば滿場寂然涙に潤はざるものなきに至るハそが境遇上然あらざるを得ざるなり、故に惡しく評言すれば教誨師たるもの聲色を帯ひて語り又泣くに於ては彼れ囚徒理も非もなく鳴咽せざらんと欲するも豈其れ得可んや

(至獄より出る、涙素より可なり殊更に泣くに於ては其狀見るに堪へざるなり)

元來說教學上の原則より推すときは、説教師自らの説教中或事情により意誠にして情切あるときハ泣かざらんと欲するも得可らざる場合あり、かゝる場合に於てすらも涙を眼中に隠包し落涙せざるは最も慎りしも故なきにあらざるを知れり、まさる莊嚴ある監獄教誨に従事せらるゝ教誨師諸君にしてゐる奇怪かる説教のなきことは余輩の信して疑はざる所なりと雖、これと類背することだにありとすれば監獄教誨の威嚴土大に惜む所なくんばあらざるあり、余は教誨の趣旨を貫徹せしめんが爲の方法として被教誨者が泣くこと笑ふこと等の行爲あるは或場合に於て必要あらん乎と信するあれども、被教誨者をして笑はしめ泣かしむるを以て教誨の目的とするに至りてハ徹頭徹尾不賛成を唱道せざるべからず、

道義學上より仔細に論するときは人の決行を催すやでに少くとも四大理由の存するあるを知る、第一快樂、第二情愛、第三利益、第四義務、此丈の觀念ありて人の初めて決意斷行するものなり、故に説教も己が教示する所を倦嫌しめざるには多少快樂の分子も必要ならん、利益の分子も必要ならん、此れ一ツに決意斷行を促かす材料たればなり、然れども教誨に大切あるは教誨の都度必ず義務の觀念を注入することあり、實に此のことたるや至要中の最至要あり、

普通説教と監獄教誨の異なる点は普通説教ハ良民を



懲導誘化するの教あり監獄教誨は天下の法網に觸れたる自由刑の執行を受ける罪囚を感化する教あり、故に其説く所や極めて嚴肅莊重からざる可らず、彼れ囚徒講壇のもと端然襟を正ふして内自ら反省するの實なかる可らず、必竟するところ教誨の目的や彼れ罪囚の情に訴へ智に質して以て意志の斷行を促さる可らず、即ち改過遷善の實あがらざるに至りては監獄教誨の目的達またりとは斷ず可らざるなり、如何に其教誨に落涙するも如何に其教誨を喜ぶも被教誨者自ら前非を痛悔改悛し以て正善の人とあらざるに於て其教誨や徒勞にして益なきのみ、被教誨者をして遷善改悛の人たらしむる嗚呼如何に難ひ哉、然るを淺薄なる落涙や、好奇心に投して一場の好評を售ひ此を以て満足するが如きは輕卒も又甚しと謂ひざる可らず、

殊に監獄教誨に従事するもの、考ふべきことい監獄者たるもの、感情は非常に強炎あるものにて殆んど心中感情のみと云ふも不可なきが如し、然れば感情的に泣きたり、笑ふたりとて斯る現象にては容易に彼れ罪囚が心意の改悛ハトす可らざるなり、神聖なる教誨堂は自省改悛する所あり、罪惡を惡み正義を

むる其巧妙所謂コキウあるものは只だ此の適切にあるべし

さればにや、近頃其筋の指示にも教誨は主として個人的教誨を施すの注意あるを要す、個人的教誨を施すの外は、各囚の性質及行狀を査察し、總囚を部に分ち其部毎に教誨を行ふへしとありと聞く、如何にも其性情其行狀を細に査察し、個々適切ある教誨を施すとは、吾人も夙に其要を認むる所あり、實に教誨の主要は唯だ此の適切にありと信ず、其筋主務者の希望せらる、如く、此の適切にふ興味をして任者の其者に興味せしむるを得ば、再び監獄教誨の材料乏しきものなりとの歎聲を聞くと無きに至るべし、實に吾人は今日まで先輩の口を通して多く此の歎聲を聞くの不幸に遭へり、其語に曰く世間一般の説教教誨と異なり監獄教誨は材料に乏しきものありと、教誨師其人自らも言ひ、監獄官其人も言ひ且つ曰ふ故に監獄の教誨をして有効有力あらしめんとするに、何れ何らの誤見や

監獄教誨と云ふも普通教誨説教と云ふも孰れに大相違あるや、其要人をして善に赴かしむるの外あらざ

愛するの獎勵場たらざる可らず、然るを教誨師の口より出づる教誨を一つの快樂視するに至るは抑誰の罪をや、茲に至れば教誨師其人も襟を正ふして自反する所あくんばある可らず、

吾人が希望する所の教誨は極めて嚴肅切實ならざる可らず、被教誨者が心意の根底より苟鋤耕耘し以て良思想の萌芽あらしめざる可らず、良思想は良行爲となりてこそ初て其が目的を達したりと謂ふべけれ、徒らに奇言怪論を弄して被教誨者の甘心を乞ふが如きは卑屈も又甚しと謂はざる可らず、以て吾國監獄の教誨に至誠嚴肅なる衷情より湧出する有威有力の善言正語あらざる可らず、時事に感ずる所ありて斯文を草す、

### ● 適切

樺戸 原 胤 昭

適切てふとは吾人處世の百般に向て緊要の活力あるものと信ず、嘗り其のみならず吾人教誨の職を取り囚人を教誨すに於ても亦此の活用力を要す、教誨として其説く所如何に高く其教の所如何に深くとも、聽者の心耳に達するや否やとは唯だ其適切如何にあるもの、如し、聽者の狀態を洞察し宜に適はし

るべし、唯だ其現狀と境遇を異にするのみ吾人の思ふて更に異なる感を有せず、

然らば何故に先輩をして此の歎聲を吐かしたるかと云ふに、吾國監獄教誨に個人教誨てふもの、行はるゝに至りしは、僅々一二年以後の事にして、其以前に在ては、聽者なる囚人と教導者ある教誨師とは全く隔絶したるものにて、更に個々人々の狀態を知るに道なく、之を洞察するに便なかりしと其原因の一にありしと信ず、然るに近時其筋の指示もこれにありて、個人教誨の路斯く開くるに至りては今後教誨の効果好きを結ぶは前日の比にあらざるべしと信ず、然り然れども其筋主務者の望まざる、が如く、基礎個人教誨に出で、部分教誨を施し、以て其効を奏せんとするに、吾人の精愈々精を極め、吾人の勉愈々勉を極むるに非ざれば、好果を結ぶと甚た覺束あしと信ず、さて其適否如何を洞察するの活眼は吾人果して能く其力を有するや否や、深く思へば生輩に只だ肌を栗を立るの外あらす、

予先年一の教誨を案し頗る心思を碎て説き及びしに、睨睨に至るや何となく聽者の視線四散し、何となく聽者の心耳動揺するものあるか如し、さればと



て他に何ものも當場を妨ぐるもの無し、之れ全く生が教誨の立案にありと認め、尙も勢を勵まして説教なしたりたり、然ども當時全く其原因を認むるを得ざるを得ざりき、後日之を探り得しに、全く生が教誨其宜に適はざりしにありしなり、其所以と云ふは此時生病ひ所あり、悩む事甚しなりしと雖ども敢て勤務に、常務を執りつゝありしも常の如くは囚人に接せず監房に臨まずありしに、其間治獄上一の出来事あり、隠然因情を動かしつゝありしなり、生は之を知らざりしに、豫て組織せし考案を以て説き及ひしに、折も折とて此の教誨は、偏見を以て聞き取れば那の出来事を暗に組織するとの爲めに設け云ふか如くに見えしより、例の邪推深き觀察説き囚人は、忽ち之れと速了し、さては當日の有様斯くありしなり、是れ唯だ一場の出来事によりて、當時の因情に適合せざりし事あり、斯くの如き些事すら斯くもある程あれば、彼れら聴衆の胸中に抱く所の迷蒙、頑曲、其情態に適すると否とは、教誨の効果上大に關係あるや論を俟たず、實に教誨の力を致すに只た此の適切如何にあり、

米國に於て數十年間一教會を一人にて牧會し毎日曜

誨、吾人監獄教誨師に在ては個人教誨の方法にあるなり、

請ふ吾が敬愛する教誨師諸君よ、今や吾人をして奮起以て身を監獄界に投すべき機會來れり、今や吾人をして哭泣以て罪淵に沈める悲哀の友を救はんために身を犠牲にすべき主動力來れり、今や吾人をして財寶よりも金冠よりも優りて價值ある報酬を味ひ得らるゝ時機到れり、是れ他おし個人の教誨の一方方法あり、進んで見よ、入りて味へよ、眞率と仁恤と同情とを以て、熱心事に當られおし思ひ半に過ぐるものあらん、而して後其適切な如何を覺悟するところを、吾人が教誨も爰に至りて始めて其の實力を顯はすに至らんか、敢て微意を擧す、先輩諸氏垂教に吝なく高説を分たれよ、稿を脱せんとするに臨んで、適そ一友の書を得たり、是亦同情を表するの好文字記して以て結文とす、

……個人教誨の必要なるとは申迄も無之萬人の一樣に認むる所小生も多少力を盡くし居候へども何分時間少なく残念に存し少々考をめぐらし居る義に御座候如何に惡漢と申ものにて個人教誨所に呼びて一時間も話を致し候へば多少の

日の説教を爲し益々聴者則ち數百の會員に尊敬せられし教誨あり、或時年若き一教師之に就て學ぶ所あらんと、到り問て曰く、師は如何にして此の數十年間一の教會を牧養し、數百の會員をして倦ましめず飽らしめず、有効有益の説教を與へられしや、斯かる説教の材料は抑も那邊より持來られしや、抑も如何なる書物より探り得られしやと尋ねしに、某氏は徐に答て曰く、否とよ予は説教を他より受けず、唯た會衆其ものより受けしのみ、言はゞ予は數十年間會衆に説教せしめられたるなりと、

何ぞ味ある言詞や、我れと共に天國則ち善道に誘引するの群羊を親く見、親しく窺はゞ、即左せんとする者もあるべし、教へて右に導くべし、右せんとする者もあるべし、制して其位置に安んせしむべし、激にして猛ける者もあるべし、制して鎮むべし、勞れて倒るゝ者もあるべし、抱ひて起すべし、其説く所其教る所悉く己れが率ゆる羊のために、必要相迫つて發する所の教誨、則ち群羊を導くためのものなり、未だ群中に入るを得ざる迷羊のためには個々人を相教へ相諭し、改過遷善なさしむるにあり、此に於て必要する所のもの、彼れ牧師に在ては訪問教

眞心は通ずる事にて打てて自己の失敗心事の紛亂致し居る事相語り相悟り欣然として相分れ候事は實に不可言愉快を心に與へられ申候此れが何よりの報酬に御座候

## 問 答

### ●辯護人代理ノ接見ニ就テ

碌々生

刑事被告人ノ辯護ハ辯護士若クハ裁判所ノ允許ヲ受ケタル者ニアラサレハ之ヲ爲スコト得ス是レ我刑事訴訟法ノ規定スル所ナリ去レハ辯護士又ハ裁判所ノ允許ヲ受ケタル辯護人ハ常人ヲ以テ己レカ代理人ト爲シ法廷ニ立テ被告ノ辯護ヲ爲サシムルコト得ル乎余ハ然リト答フル能ハサルナリ勿論常人ト雖モ特ニ裁判所ノ允許ヲ得レハ辯護人タルニ差支ナキヲ以テ裁判所ノ允許ヲ得タルハ格別ナリ然ラハ辯護人ハ代理人ナシテ被告人ニ接見セシムルコト得サル乎余輩ノ考フル所ニ依レバ是又辯護人ノ職務ヲ行フ上ニ

於テ緊要ナル事件然モ往々秘密ニ屬スルモノアルヲ以テ安ニ常人ヲシテ代理セシムヘキモノニアラサルヘシ若シ安ニ之ヲ許スニ於テハ或ハ被告事件ノ秘密ヲ漏シ其他謂フヘカラサルノ不都合ヲ醸生スヘシ故ニ辯護上必要ナル接見ハ辯護人ノ職務ニ屬スルヲ以テ裁判所ノ允許ヲ得タル代理人ニアラサレハ接見セシムヘキモノニアラスト思料ス

本件ニ就テハ余輩實際弊害アルヲ目撃セリ或時被告人ノ親戚ナル某接見ヲ請フモ形跡ノ疑フヘキモノアルヲ以テ其接見ヲ許サレサリシニ某ハ百方奔走シテ遂ニ辯護人某ノ代理人ト爲リ再ヒ接見ヲ申出タルコアリ若シ夫レ安ニ代理人ノ接見ヲ許ストセハ此ノ如ク弊害百出シ殆ト防制シ得ヘカラサルニ至ル故ニ益々前項ノ如ク解釋スルノ至當ナルヲ知ル非乎

## 雜錄

### ●北米合衆國獄囚の役法

獄囚の役法は獄制上の一大問題にして獄囚をして勞

ける罪囚の役法ハ都合四類あり其第一類乃至第二類ハ總て請負法にして其要略を擧ぐれば左の如し

○第一類ハ請負者一定の金額を以て獄囚の勞力を買受くるに外あらず但し請負者は該勞力を借り以て得る所の利益を獨占する代りに獄囚の給養を負擔せざるへあらず本法ハ實施の歲月最も久しきに亘ると雖も請負者に付與する權限の頗る過大なるに依り或ハ懲治の目的に背馳するの虞れなき能はず依て近來頗る論者の非難する所とせられ

○第二類ハ獄囚の勞働日數に照し請負者をして一定の賃銀を拂はしむるものにして勞働上の監督ハ請負者に一任するにあり本法ハ第一類に比すれば弊害を醸すやの憂なしと雖も全く非難を免れず

○第三類ハ請負者に於て獄囚の作業上に要する器械及原料品等供給し其製出せる物品を一定の代價を以て買取るにあり、本法ハ獄囚の勞働上請負者の干渉を受くることなき故に獄則を嚴守せしむるを得べくして請負法中の最良に屬す

○第四類ハ請負者を定めず監獄に於て直接に獄囚の作業を統管するにあり本法は經濟上最も利ありと雖も製作品の販路を求むること往々困難あるを以

働に服役せしむることの緊要なる所又は當事者及學者間に於て夙に論究する所なり蓋し勞働は罪囚の懲治上最要の一手設たるべき勿論其未だ縲紲の羞辱を受けざる前漫に佚樂に耽り又は身に何等の職業を修めざりし者をして能く勞働に慣熟せしむるに於ては出獄の後純正の業途に就かしむるを得へし且獄窓の下無事に伴ふ種々の邪惡妄念を殺却するを得る等獄囚の勞働問題は關係頗る大なり況んや歲計上多額を要する監獄費の省減に關係を有すること鮮少なからざるに於てをや右の定見に基き多少獄制の整頓せる諸國の監獄に於ては其獄囚の役法を設けざるは否し然れども獄囚の作業を擴張するの點に於て最も關心すへきは罪囚の拘束を弛ふすると過度に失するなきかの一事是れなり其他作業の種類並に勞銀の割合等に關して論難なき能はざるも是等は第二の問題に屬す、次に獄囚の作業ハ普通人民の作業に對し妨碍を與ふるの虞なきや否は又一問題なり曩に彼得堡に於て萬國監獄會議開設の際右の諸問題に關する許多の報告書を蒐集するを得たり就中北米合衆國統計局の發刊に係るものは最も浩澣にして其第二冊中に獄囚の作業統計を詳録せり之を閱するに同國の監獄に於

て之が爲めに商事に通曉せる典獄を任置せざるを得ざるの不便あり

合衆國に於ける獄囚の役法は概ね右の如し而して千八百八十六年中種々の勞働に服事せる罪囚の總數ハ四万五千二百七十七人此内第二類の役法に屬する勞働囚は三割六歩、第四類同三割二歩、第一類は二割二歩、第三類ハ一割にして第三類に屬する者の割合甚だ僅少なるは其製作品を買取るへき請負者に於て該製作上の意匠其他時好の適否等を指示するを得ざるに依り之が販路の狹隘あるを以てなり、然れども女囚は第三類の役法に屬する割合頗る多く女囚總數の三割九歩を占む是れ女囚の數は男囚の如く多からず随つて其製作品も亦多からずして其賣捌の容易あるか故に外ならず、抑も役囚をして悉皆勞働に服事せしむることは到底望むへからず何となれば役法の異別に依り其作業上の能者及不能者の割合は著しく増減なきことを得されはなり現に不能者の割合最も多きは第三類の役法を專用せる監獄にして勞働囚總數の三割六歩を占め最も寡きは第一類の役法を專用せる監獄にして僅に五歩三厘に過ぎず而して合衆國各州の監獄に於て專用せる役法を甄別せしに第一類





が御奉行様から出牢證文の来るまでは、日に貳本のもつそうめしを食つて、えんぴやうにまて居る、我もまたえろふどの事白ひ黒ひのふかしい御禮も知るめへ、我か懸りは本番さん本番さんの手すじを持って、牢人さんにあつて御禮をすしてもらへ、急度付付た手をあげて座て居る、

○二番役同者挨拶の辞

はいお隣の二番役様、扱今朝も結構なふてん氣に付、樂してお樂で、朝聲はや／＼と相懸りまして祝ひ御訴と仕まして、私の方名主頭御隠居角役隠居拙者下役人共つぶさにすきかせました

○食事の節の辞

上座の浪人衆、またもつそうも中下膳もろくにやア引ケますめへ、御隠居さん隠居さん御願成されて、御角役さん座をろくにいと、おつしやるあらろくに居る

○曉七半時より中辞

詰ろ／＼羽目通り、詰ろ／＼役人衆浪人衆詰の御番衆、諸洗ひ水をふちこんでいあらんや、詰ろ羽目通り詰ろ／＼羽目通り詰ろ／＼夜が明ける御役人衆御牢人衆御牢内の法度書あり／＼と見へてはあらん

に付相渡しし在牢の者は其儘牢内に引入ひ

敲御仕置始りは享保五子年四月十二日戸田山城守殿に仰渡山川安左衛門掛りにて數寄屋町平兵衛店勘右衛門と申者三笠附致しながら其場所へ罷越し色々の儀ちたる科に依り牢屋敷表門前に於て箒の尻五十敲追放中付らる

敲の節御徒目付御小人目付立合の儀は享保五子年よりはじまり延享二丑年此立合中止とあり寛政六寅年再び始る

○入墨刑(諸國人墨の圖次)

江戸入墨の初りり享保五子年二月十二日仰渡され同年五月十一日中山出雲守掛りにて長崎町平兵衛と申者江戸橋に巻鉄物外づしひ科に依て入墨の上追放と成る

同女入墨は寛政元酉年十一月九日松平和泉守殿御差圖火附盜賊長谷川平藏掛りにて小日向西古川町吉兵衛店八五郎母つたどすもの湯屋にて衣類前垂盜み取候科により入墨の上過忘牢舎にある是れ女入墨の初めなり

○重追放御搦ひ場所

(寛保二年定)

ぞや、詰の羽目通りをき口前の御牢人さん方、上座の牢人さん方、下座の牢人衆助番座／＼目を覺しておりよふや、詰ろ／＼惣役人衆御牢人衆、御戸前の鍵もさや戸のちんやあらりとおちていならねへや、詰ろ／＼羽目通り詰りました／＼夜かあけた

○御役所の道筋辞

御牢内を出るやいなや、だん／＼道を行平の、ふりかゝりたる村雨に、並木にあらぬ松風に、貳人りてくむや搦町を、荷ふてゆくやあいばれの、いろ觀音の御利生を今川はしと待かねて、こゝろの内の山やまは、雪の化粧のふとびたい、鎌倉河岸を左りに見、壹番貳番おさんぞん、大きな原を通りぬけ、牛ヶ淵まで拾八丁、へばな漿葉じやありんせん、はて見れば九段坂、おかめ八目番町でとつてもとつても御慈悲のある壽長井の御役所様と申上げろ

○敲刑

百敲は五十打て醫師氣付を吞ませ下男部屋頭水を吞ませ打役代り合打つ打方は脊骨を除け氣絶せざる様打つ右御仕置相濟み宿に引渡ひものは宿并町役人とも見せ置、溜預の者は溜の者直に本繩をかける人足寄場へ送りひものは繩取り附き添掛り々々より出候

|    |      |      |    |
|----|------|------|----|
| 武藏 | 相模   | 上野   | 下野 |
| 安房 | 上總   | 下總   | 常陸 |
| 山城 | 攝津   | 和泉   | 大和 |
| 肥前 | 東海道筋 | 木曾路筋 | 甲斐 |
| 駿河 |      |      |    |

但畑家敷家財共欠所

○中追放御搦場所

|       |    |      |      |
|-------|----|------|------|
| (右同上) |    |      |      |
| 武藏    | 山城 | 攝津   | 和泉   |
| 大和    | 肥前 | 東海道筋 | 木曾路筋 |
| 下野    | 日光 |      |      |

○輕追放御搦場所

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| (右同上)  |      |    |      |
| 江戸十里四方 | 京    | 大坂 | 東海道筋 |
| 日光     | 日光道中 |    |      |

但同上

右住所の國書加へ相搦へ他國に於て惡事仕出しひ得は住所の國惡事仕出し國とも二ヶ國を書加へお搦場所書付相渡る

京都にて重追放中付ひ者は右御搦場所の外は河内丹波近江の三ヶ國を加へ相搦

但中輕追放へ別儀なし

江戸十里四方

日本橋より  
四方へ五里つ、

但在方の者は居村共構欠所は科の所業による

江戸拂

品川板橋千住より内御構  
四ツ谷大木戸  
本所深川町本所支配権限り

但同上

所拂

麻布七居村  
江戸七居町

町人百姓

追放御構所場

江戸十里四方

日本橋より  
四方へ五里つ、

但住居は國惡事仕出しの國とも構

重追放は

田畑家屋敷家財取上

中追放は

田畑家屋敷取上

輕追放は

田畑取上

門前拂

奉行所門前を拂遣す

奴

望人有之の得は遣す

但望いの無之の得は牢内に遣置

退院

住居の時不歸申渡す  
所より拂遣す

退院

住居の寺を可退旨や渡

一宗構

其宗旨を構

一派構

其一派を構同宗にても外  
の派に成候へは無構

手番所に持參候様や渡年寄同心之品書帳相渡差添御  
船手へ引渡の様々映す

右錢之分は屈錢手當錢とも前日御船手は遣いさす牢  
屋敷へ遣す

右調相濟牢屋見廻り牢屋敷へ罷越詰所前へ延を敷き  
遠島囚人一同喚出手錠腰繩にて下男引來る鑑役醫師

椽側に座し明日出帆並島刻帳身寄より届の品掛役人  
の手當錢等牢屋見廻り渡牢屋にて用ひ來り藥膏藥

醫師より相渡し右屈錢手當錢の内にて買物等囚人の  
相願ひ得は一人四百文位は買物を許す

當朝引渡出役一同相揃たる上囚人の牢前に差出し侍  
出家等の駕籠難人は持籠に乗せ何れも青細引にて縛

り揚屋ものは羽がいまめ錢はあますに入れ木札を付  
け跡と前へ並へ置出役與力其外一同罷越し掛り附等

相改め出役與力之相渡し牢屋裏門を差出し引渡す下  
役同心は囚人の數に應じ増減有之囚人に附添御船手

番所に罷越出役の與力御船手頭へ應對囚人錢并牢内  
を持せ参り雜物を引渡す

但揚屋敷者并女へ船中別に圖を設く

江戸を流罪の者は

大島

八丈島

三宅島

新島

改易

大小渡宿之歸夫より立退

但屋敷取上家財無構

○遠島御仕置の事

掛役人にて遠島へ渡し出帆迄在牢出帆せしめ其内囚  
人身寄より届物書付を以掛役人へ願出右書付斗出帆

世話役町奉行に相願奉行の牢屋敷へ差遣す身寄より  
届錢無之者は掛役人手當錢遣す難人は壹人分金貳分

揚屋もの一壹兩揚り座敷者は貳兩何れも錢にて渡す  
届物員數は壹人に

米二俵迄

錢貳貫文迄

金貳拾兩迄

但し錢に直す

及物書物火道具

出帆日限定り得ば先達而願書差出置の届物は品々  
御出帆前日世話番の町奉行所に持參候様兼而願置の

身寄之向々に牢屋敷又は掛役人より置き出帆前日  
御船手へ引渡出役與力双方貳人牢屋見廻り與力双方石

出帶刀の世話番町奉行や渡人別島刻帳面相渡す  
右や渡相濟牢屋見廻り當番所前にて届物品々相

改め帳面に引合せ品々は届願人町役人とも掛り御船

神津島

清藏島

利島

右七島の内は遣す

京 大坂

西國

中國より流罪の者は

薩摩

五島の島々

隱岐國

壹岐國

天草郡

右に遣す

(未完)

●法律と遇囚

去る五月發兌の日本之法律は其館說欄内に於て某監  
獄署ノ囚人虐待ト題する一文を載られたり予輩之を  
讀むに憲法政治の今日斯る幽暗且慘酷たる別天地を  
然かも帝都に程遠のらぬ某監獄署に目撃せんとハ圖  
らざりき云々と而して其事實を擧げて曰く余の(記  
者自から曰く)現に目撃する所に由れば該監獄署の  
戒護官吏は惣ての囚人を遇するに甚だ殘酷にして針  
小の事を捧大に苛責し直ちに口に換ふるに手足を以  
て將た棍棒を以てし、小故にも忽ち突き飛りし打擲  
する等の事は殆んど其常にして甚しきは自己の穿て  
る土靴を以て所を撰り蹴るか如き苦杖鞭撻し凌辱  
到らざるなく、現に或る日の事とやら一人の囚徒か  
服役中如何なる事にか感しけん「弱い者詰め」ある一

語を口走りせしに偶々或る監守者の耳に入りければ某々等の看守者は其意の何たるをも鞠訊せず直ちに揪眉瞋目禁する能はず多因の執役場内然かも其面前に於て傍らに有り合せたる粗菜（洋傘の柄を製する原材なりと云ふ）様の木棍を以て連打乱撃其哀を請ふをも耳にせず殆んぞ彼封建時代に行はれたる笞杖刑を行ふが如く取扱ひしたるを見たりと而して此苛責に逢ひし囚徒の身に紫色の斑痕を止むるも敢て之を上に向て訴ふることを爲さずして泣寝入りに終はるものゝ如し云々と予輩此表題の下に此記事を読んで轉た憂慮に堪へざるものあり、豈に雲烟の過眼視し秦人の越人の肥瘠を見るが如くなるを得んや、況んや監獄改良の聲の高く且大ならんとする今日に於て之や是れ予輩の一言を贅する所以なりとす抑も該雜誌記者が所謂本論と云ひ將た別項愚見を開陳したる減食懲罰濫用の記事と云ひ何れも同一の筆法を以て獄務當局者の非行を條陳したるを以て之を察するに此兩記事共に同一の監獄に於ける出來事あるへしといふ予輩の推測をして然らむる所あり、果して此推測にして妥當ならんか予輩の大に進んで其何れの地なるやを聞かんことを欲するものなり、开

る次第と云ふへし、危険是れより大あるはなし當局者たるもの最も戒慎を加へざるへからず、尙一步を進めて我監獄社會の前途を想望すれい改良すべき點改めざるへからざる事項の多く且大にして近時監獄改良の聲の漸く我當局以外の人の口端に上るの今日にして斯る專横ある獄吏の尙ありとせば是れこそ實に我監獄社會の不名譽なるのみならず前途に横はるの一大障礙にして大に憂ふべきことありとす然れども遇因は宜しく寛恕に失すへからず紀綱は嚴實に之を勵行せざるへからず獄則の規定する教令の命する所は一步も假借すへからず紀律と鞭撻とに相一致せず紀律の峻行せられんことを欲するもの苛責の到る所ありとの誤想を抱くものなきにあらざるへし、而して其結果遂に苦杖棍棒の力を藉り或は變して突き飛ばし土靴に掛くるに至る豈に此二者の誤想こそ恐れて恐れすんはあるへからず、多くの屬吏否な戒護官吏を統督せらるゝ典獄諸君にして果して右等の感なきや敢て以て一言すること爾かり

# ●刑法處分と獄則處分とは之を併科し得べきや 關東 隱士

は何とあれば苟も社會の木鐸者を以て自から任する彼法律雜誌記者にして而かも私事に關する恩怨共にあき身を以て右の如き記事を再びする所以のものは多少其形迹あるへからずと信すへければなり、既に烟あり豈に火ならんや果して斯る形迹事實のありとせん予輩は鞭を鳴して是れ等專横苛酷ある當局者の罪を責めざるへからず進んては斯る監獄を監督する有司の不都合を訴へざるへからず、予輩の今茲に事新しく言説するを待たず監獄の自由刑の執行場にして體刑の執行場にあらざるを又彼記者の云ふ如く帝國憲法は臣民の權利及自由を尊重して法律に由るにあらざれば逮捕監禁處罰を受くるものにあらずることを規定せるにあらざるや、況んや又身體刑は近世文明國刑法の共に採らざる所に於てをや、我現行刑法も亦た身體刑の不可なるを認めて之れを採用せざりしを以ても知るべきあり然れり身體刑は我法律の認めざる所にして憲法の均しく確保する所ありと云ふへし

右の如く身體刑の忌むべく惡むべき苦痛を自由刑の執行場たる監獄内に於て而かも監守官吏一己の胸中に於て制定專行せらるゝあらんとは實に驚き入りた

法律に刑の制裁を付して禁止せる處爲に對しては裁判所訴訟法に據りて處分を行ひ監獄の其刑の實行に任する所とす而して行刑の際獄則に違犯するの行爲あるときい本則の規定に従ひて監獄之か處分を爲す是れ現今法制の命する所にして亦當然の次第あり故に裁判所は法律に明文ある犯罪にあらざれば毫も關する所なく監獄は法律以外の所謂犯則のみに就て處分すべきものなり兩者の間劃然相侵すへからざる權限の境界あり若し裁判所に於て法律に規定なき處刑を宣告することあれば是れ刑法第二條に背戾し效力を有せざる所の處分なりとす之と同様に法律の制裁ある處爲を裁判所に告發せずして直に監獄自ら處分することあるか又は裁判所に告發するも其處分前監獄に於て獄則に照し懲罰することあらは是れ明に監獄自家の權限を超越して不當の處分を行ひたるものあり尤監獄則の規定に據り施処處分を行ふは目下格別の事なりとす又同一の行爲にても其情狀に由り輕重の差別ありて法律に問ふを要するものと否らざるものとあるへし例之毆打賭博の如き類は是れ本來は法律に規定ある犯罪行爲は事の大小輕重を問はず即時に檢事局に告發し其不起訴と決したる上監獄に



於て懲罰の處分に及ぶを正則とすへけれども懲罰あるものは犯行の當時速に決行せされは其效力を薄ふすれば典獄の認定に由り告發するを否を斷定するも甚しき不都合にはあらざるへし勿論重罪又は多數人に關係を及ぼす行爲なるに於ては萬々此の如き變則あるを許容すべからずと雖も單に一個人と一個人との間に生じたる輕罪中の輕微なる犯行に就きては反て猶豫なく獄則の處分を行ふの有效なるに如かざるべきなり予の疑或を懷きて本題を掲げ敢て大方に問はんと欲するは刑法に明文ある犯罪行爲にして監獄より裁判所に告發したる上其審理を待たず別に監獄に於て獄則處分を行ふの當否如何是れありとす一の犯行にして二重の處罰あるの抑々如何予は斷して其不當なるを信す予は寧ろ前述の如く輕微なる犯行は之を犯罪と認めずして監内の犯則として處罰するの淡泊なるに如かすと思惟するなり而して一旦犯罪と認めて裁判所へ告發したる以上は其處斷を待ち若し刑法の處分あらざるとき始めて獄則の處分を行ふべきものと確信するなり此問題は贅辨を要する迄もなく判然たりと雖も某所に於て反對の事實あるを聞知したることあれば目今は既に其事あきに至りたるも

書信接見の許否を是非し分房雜居房の拘禁方を變更し其他彼此と煩苛なる指揮を爲すの場合あらんか其時この監督上の權限争を免るへからされ故に從來の慣例に安んじて此區別を不明の儘に放擲し置くへからざるあり予を以て之を觀れハ檢事は刑を執行し監獄ハ刑を實行するものにして其間に劃然たる區別あり刑は判事之言渡し檢事之言を執行し而して監獄官之を實行す刑を言渡しハ純然たる司法事務にして刑を實行するは純然たる行政事務なり刑の執行とは取りも直さず司法と行政との間に介立して兩者の聯絡を媒介するものと見て可なり故に檢事は判事の言渡したる刑の期限に増減なく實行せらるる據監獄に通牒し且其相違なき據監督するを以て職掌とし監獄は檢事の通牒に従て相違なき據刑を實行すべきものなり原來刑の實行は司法事務なるべきや將た行政事務あるべきや換言すれば監獄は司法省の所管に屬すべきや内務省の所管に屬すべきやの根本は一歐洲に在りても未解の問題なれば刑の實行に關する規定も刑法中に雜記するあり特別ある法律を制定したるあり各國皆其趣を異にせり我國は既に數年來監獄事務を全く内務大臣の管理に歸し其事務も頗る發達したる

未だ知るへからされども暫く疑を存して一言を辨すること爾り

### ● 刑の執行と實行 直 言 生

檢事ハ刑の執行を指揮し監獄は刑の執行を掌るとハ方今世人の思惟する所にして又法制の精神も此の如くあるやと推想せらるる若し眞に兩者の關係を規定して一は指揮者一は被指揮者とするは檢事は監獄の監督官あり監獄ハ刑の執行に關し一々檢事の指揮を請けざるへからざるあり然り而して監獄の事務は概して刑の執行に關係せざるハなし簿記計算出納文書往復を除くの外ハ悉皆檢事の指揮を要することあるへし果して然らば内務大臣の監督權と衝突することなからんや内務大臣は監獄則及官制に據りて監獄を監督し檢事は刑事訴訟法に據りて刑の執行を指揮す其間區別あるか如く又區別あきか如く所歸は人々の解釋如何に在りと謂はざるへからず現今の實際ハ檢事の干渉至て淡泊にして單に一片の執行指揮書を交付するに止るを通例とすれば格別の紛論を生ずることあけれども若し檢事にして深く刑の執行に干渉せんと欲するの意思を生し例之ハ囚人の作業に容れし

を以て此上ハ刑の實行に關する特別なる法律を制定せられ從て刑法中より二三重復の條項を削除し刑事訴訟法等の關係條項を相當に改正せらるるハ實に萬國に比類なき完全なる監獄制度を現出するを得へし要するに刑の執行と實行とは別事ありとのことを確定したし獨逸にては檢事の職務を *Strafvollstreckung* と云ひ監獄の職務を *Strafvollzug* と云ふ元來類語あれども法律上各別の用例を生立し現今に至りてハ全く殊異ある意義を有することゝあれり

### ● 客言

三山 奇生 稿

客あり予に言て曰く法ハ人を待て完成すとい吾人の能く知る舊套の語ならずや然れども其の人を得るの難き彼の徒に歐制を模倣移植するが如く易きに非ざれば先づ文物を華美になすことを努めその人を得るが如きハ第二段に置き唯遵守黙行敢て規矩を踰へざる所謂常感の輩を以て充たすあるは自然の傾向と謂ふべし是を以て單に法文の上に於ては文明國と稱し大に誇るべきものありと雖も其の實力に至ては萎靡振はず活機起たす遂に邦家の衰亡を來たさるるの稀あり是れを之れ法に酔ふと謂ふ

顧みて我監獄制度の如何を觀よ、遠慮なく言はしめは予輩局外者の眼を以て見るもその制度に於て未だ遽かに良善なりと云ふ能はず吾人の心憐焉たるべきもの亦少からず然れども尙之を躬行するに於てハ現時の情態より幾層の面目を得べきに非ずや極端に言へば好し法文の上に多少の瑕瑾ありと雖も巧みに之を運用するの人あらば十分補填して毫も支障を感ぜざるべし究極運用の妙は一心に存す、或は方今監獄の弊亦法に醉ふの類にあらざるあきやを疑ふ吾子以て如何とあす

予慨然襟を正ふして曰く是あゝかな、或人は警察監獄制度を評して曰く警察は其の制度整はざるも寧ろ實行を先とし監獄は之に反し制度實に完整せるも實踐相伴はずと我輩其至言なるや否やを知らず然れども評者をして此の言を爲さしむる多少の因縁たるものあくんばあらず若し萬一にも監獄の社會に於て此の恨事あらむ乎我輩は直に之を採て以て人物の歆亡と解せざる可らず

某雜誌記者ハ監獄改良問題と題して曰く此種の如き

司法行政の上に涉る所のものハ兎角議論のみにて己むことなれば一日も速かに實行に銳意なれ云々而して尙其の改良の遅々たるを嘆くものゝ如し實踐躬行は固我輩の目的とする所に於て亦斯の事業ハ早速に其の効果を収むべきものに非ざるハ何人も首肯する所なり世人の知れる教育て人事業は少くも五七年の星霜を経れば其の結果を見る能はざるに非ずや況んや既に逆道に陷れる腦髓を矯正せんとするに於ておや今昨の結果を徴し以て容易く其の良否を判すべからざるあり

人を得る何人も其の急要なるを識る亦その至難なるを識る、然れども吾子須らく配せよ、或ものハ交迭を以て直にその人を得たるものと解せり交迭必ずしも改善ならず亦改惡ならず交迭、適任者自から別問題に属す

人を觀る實に難し亦人を論ずる實に言ふに忍びざるものあり當局者の明鑑能く其の適任者を得て若々斯道の改良を圖るべきハ予の信じて疑はざる所なり云々客唯々頗る意を得たるものゝ如くして退く

翻譯

●エルザス及ロートリンゲン州監獄法(承前)

第五章 監獄醫

山上義雄 譯

第四十四條 監獄醫ニハ第三十二條僧侶ニ對スル規定ノ精神ヲ適用ス

職務上一定ノ報告ニシテ高等官衙へ差出スヘキモノハ典獄ヲ經由スヘシ其他監獄醫ノ職權ヲ以テスル囚人ノ診斷及疾病ニ關スル意見書ノ如キモ典獄へ差出スモノトス

第四十五條 監獄醫ハ囚人身体及精神上ノ療養ヲ司トルモノトス

衛生ニ關スル規則ニシテ必要ト認メタル時ハ監獄醫ハ之ヲ典獄ニ請求スルコトヲ得

監獄醫ハ看護夫ヲ指揮監督及教習スルモノトス看護夫怠慢ナルカ若クハ命令ヲ服辟セサル時ハ監獄醫ハ典獄ニ向テ其懲罰ヲ請求スヘシ

外科的治療ニシテ看護夫ノ爲ス能ハサルモノハ監獄醫之ヲ爲スヘシ適當ナル助手ヲ要スル手術ハ典獄ノ許諾ヲ經テ他ノ醫師ヲ助手ト爲スコトヲ得

第四十六條 監獄醫ハ飲食物ノ良否就中パン及飲料水ニ特別ノ注意ヲ加フルヲ要ス

監獄醫ハ病監、工場、寢房及食堂ノ煖房、通氣其他必要ナル裝置ニ注意シ及分房處罰室ノ檢定証明ヲ爲スヘシ

第四十七條 三日以上ノ減食又ハ罰室ニ處セントスル時ハ其執行ヲ初ムル前に於テ監獄醫ヲシテ健康ニ害ナキヤ否ヲ診斷セシム短少ナル懲罰ト雖モ被罰囚充分強壯ナラサル時ハ亦同シ

第四十八條 長期間同一ノ作業ニ就役セシメトスル時ハ先ツ醫師ノ意見ヲ問フヘシ

職務

義務

手術

飲食物、居房、寢房、煖房等ノ注意

懲罰ニ對スル意見

作業

勤務

種痘

定期診察

傳染病

帳簿

死体検査及解剖

調劑

年報

官吏ノ治療

又健康ノ情况ニ依リ作業ノ轉換ヲ必要トスル時ハ監獄醫ハ其旨ヲ典獄ヘ報告スヘシ

第四十九條 監獄醫ハ少クトモ一日一回典獄ノ許諾ヲ經テ定メタル時間ニ於テ出勤スルヲ要ス急患、負傷、自殺者等アル時ハ監獄醫ハ直ニ相當ノ手當ヲ爲スヘシ  
新ニ入監スルモノアル時ハ身体ヲ診査シ特ニ傳染病ノ有無ニ注意スヘシ但シ刑期廿四時間ヲ越ヘサルモノハ本條ノ限ニアラス(二百五十三條二項參照)

長ク分房ニ拘禁シアルモノハ少クトモ二週毎ニ一回訪問シ其都度情况ヲ手帳ニ記入スルヲ要ス  
放免四ハ放免日ヨリ二日乃至三日以前ニ診察シ歩行ニ不自由ナキヤ否ヲ検査スヘシ

第五十條 未ダ種痘セサル四人ニシテ刑期三ヶ月ヲ越ユルモノハ總テ種痘ヲ施スヘシ  
囚人種痘ヲ拒ムト雖モ痘痕ノ存セサルモノハ之ヲ許サス若シ監獄ニ於テ天然痘アリタル時ハ囚人ハ勿論監獄官吏モ種痘ヲ施スヘシ但シ最近七ヶ年間に種痘ヲ爲シ充分感染シタルモノハ此限ニアラス

第五十一條 總テ囚人ハ少クトモ三ヶ月ニ一次診察ヲ爲シ傳染病ノ有無ヲ検査スルヲ要ス  
天然痘、室扶斯、痢病、虎列拉并ニ其他ノ疾病ニシテ蔓延ノ徵アル時ハ監獄醫ハ直ニ特別ノ方法ニ依リ典獄ニ報告スルノ義務アルモノトス傳染病ニ關シ法律ニ規定セル報告ハ典獄之ヲ爲スモノトス

消毒及傳染病ニ使用シタル器物廢棄ニ關シテハ監獄醫ハ指揮ヲ爲スヘシ  
第五十二條 監獄醫ハ總テノ病者ニ對シ左ノ帳簿ヲ調製スルヲ要ス

第六十六號式 病監調治簿

二 第六十七號式 避病監調治簿

監獄醫ハ第六十八號書式ニ從ヒ日々病囚ノ増減ヲ報告スヘシ  
書類ノ調製ハ典獄ヨリ看守長若クハ他ノ官吏ニ命ジ監獄醫ヲシテ証明セシム該疾病報告書ハ會計理事ニ送付シ食物給與証明ノ參考トナスモノトス

第五十三條 死亡者アル時ハ監獄醫其死体ヲ検査ス

病症ニシテ特ニ調査ノ必要アル時ハ死体ノ解剖ヲ爲スコトヲ得

第五十四條 調劑ハ特ニ處法録ヲ設ケ之ニ記入シ三ヶ月毎ニ藥舖ノ計算書監獄醫ノ証明ヲ付シ典獄ニ差出スモノトス

藥品ノ良否ハ監獄醫之ヲ監査ス囚人若シ他ノ醫師ノ診察ヲ受ケタル時ハ該醫師ハ處方箋ヲ調製スヘシ

第五十五條 監獄醫ハ毎年五月十五日迄ニ前年度内ニ於ケル衛生ノ狀況ヲ具シ報告書ヲ差出スヘキモノトス

報告書ニハ疾病中最モ多數ヲ占ムル者、傳染病質ヲ有シタル者、監獄所在地方ノ狀況、精神病、神經病發生ノ原因及癡狂者ニ關スル詳細ノ模様并ニ囚人疾病ニ關スル特別ノ原因(時發若クハ常時)ヲ記載スルヲ要ス報告書ニハ病者及死亡者ノ統計表ヲ添付スヘシ

第五十六條 監獄醫ハ下等監獄官吏及其家族ノ疾病ヲ特別ノ報酬ヲ受クルコトヲ治療スルヲ要ス

典獄ヨリ官吏ノ病狀或ハ全癒ノ期日ニ就テ問合ヲ受ケタル時ハ監獄醫ハ之ニ答辨スルヲ要ス



## 第六章 教員

第五十七條 教員ハ左ノ職務ヲ掌トルモノトス  
一、典獄定ムル所ノ時間内學科表ニ依リ規定ノ學業ヲ教授スルヲ（自二百四十

二條至二百四十四條）

二、聖歌ノ教授并ニ音樂者アラサル場合ニ於テハ禮拜ノ際音樂ヲ爲ス  
監獄本署ノ教員ハ典獄ノ命ニ依リ亦左ノ事務ヲ掌理ス

三、書籍室ノ事務即チ書籍ノ貸與

四、本務ニ妨ケナキ限り普通事務ヲ補助スルヲ

習學時間ニ於テハ亦出獄后適當ナル職業ヲ指示スルヲ要ス

第五十八條 教員ハ二週間毎ニ分房ニ在ル生徒ヲ其監房ニ訪問シ見聞シタル事項ヲ記

毎週典獄ニ出スヘシ

第五十九條 教員ハ毎年學科表ヲ調製シ視學官ノ認可ヲ受クヘシ

宗教ニ關スル歴史等ノ教授ハ（二百四十四條）僧侶ノ指揮ヲ受クヘシ

第六十條 教員ニハ就學スヘキ四人ノ出入ヲ報告ス（第百三條）

教員ハ収監后二週間ヲ經過スレハ新入者ニ就テ學業ノ試験ヲ行ヒ相當ノ學級ニ編入ス

教員ハ授業中實見シタル生徒ノ技能、天才、成績ヲ普通會議若クハ視學官會議ニ報告スヘシ

教員ハ帳簿ヲ調製シ生徒ノ技能及進歩ニ關スル事項ヲ記載シ視學官ノ檢査ニ供レ及試験ノ際之ヲ視學官ヘ差出スヲ要ス

第六十一條 教員ハ教場及聖歌授業ノ際ト雖モ規律ヲ嚴正ニ保持セシムルヲ要ス但シ

必要ノ場合ニ於テハ看守チシテ規律上ノ事務ニ當ラシメ及特別ノ規律ヲ設定スルコトヲ得四人相互ノ交通談話及目示ハ嚴禁スヘシ

第六十二條 生徒ノ筆墨ハ監督ヲ嚴シシ藏匿及濫用セシムルコトヲ得ス

授學用具及書籍ノ整理ハ教員ノ責任ナリトス教員ハ器具表ヲ調製シ三ヶ月毎ニ典獄ノ檢閲ヲ受ケ之ヲ保管スヘシ

第六十三條 學業証書ハ典獄ノ命アル時及認許ヲ經タル時ニ限り四人ニ付與スルコトヲ得

第六十四條 毎年九月四週間ノ授學休暇ヲ與フ  
教員ハ毎年五月一日迄ニ報告書ヲ作り僧侶ノ檢定ヲ受ケ主務省ヘ送付前典獄ヘ差出スヘシ該報告書ニハ一般ノ見聞事項ノ外四人ノ員數、年齡、宗教、出入、就學ノ時間學級并授業ノ成績ヲ記載スルヲ要ス

## 第七章 會計

第六十五條 豫算額ヲ以テスル監獄金庫事務ハ帝國中央金庫條例第七十一條ニ基キ聯邦金庫ノ支部トス豫算定額内ニアラザルモノ并ニ囚徒特別金庫ノ事務ハ帝國中央

金庫條例ニ依ル

第六十六條 特別金庫事務ハ典獄若クハ監獄官吏掌理スト雖モ之ト關係ナキ金庫支部ノ事務ハ特ニ出納官吏ヲ置キ之ヲ取扱ハシム

第六十七條 會計事務ヲ分テ簿記、出納、計算トス

## 簿記

第六十八條 出納官吏ハ出納及支出ヲ第二十六條書式ニ從ヒ直チニ日記簿ニ記入スヘシ記入ハ時日ノ順序ニ依ル

職務

分房訪問

學科表

宗教歷史

就學人員表

入學試験

授學ノ經過

授業中ノ規律

就學用具ノ保管

學業証書

休暇  
年報

特別金庫、聯邦金庫トノ關係

職務

日記簿記入

決算

帳簿

毎月末日記簿ニ就テ決算ヲ爲シ現在額及過支出ヲ調査スヘシ各月ノ決算ハ年度内ノ總收入及支出ヲ包括シ年度末ノ(四月卅日)總收入及支出ヲ証明スルモノトス

第六十九條 收入及支出計算証明トシテ左ノ帳簿ヲ備フルヲ要ス

- (イ)豫算帳簿
  - (ロ)作業資本帳簿
  - (ハ)囚徒特別金庫帳簿
  - 尙ホ必要ナル場合ニ於テハ左ノ諸帳簿ヲ設ク
  - (ニ)耕耘資本帳簿
  - (ホ)臨時建築帳簿
  - (ヘ)積金帳簿
  - (ト)貯蓄帳簿
  - (チ)囚人有價品帳簿
- 第七十條 日記簿ニ記入シタルモノハ可成速ニ通クトモ三日以内當該帳簿ヘ轉載スヘシ轉載ハ總テ月末前ニ行フヲ要ス轉載ハ毎月之ヲ結了シ日記簿ト符合スルヤ否ヲ査定スルモノトス
- 第七十一條 豫算帳簿記入ハ豫算科目及番號順ヲ以テシ(第二十七號式)年度開始后ノ收入及支出豫定額の費途ヲ記入シ置クヲ要ス

記入ノ順序

寄書

●欠席判決に對する控訴期間に就

大坂 洋々 散士

欠席判決を受けたるもの、控訴期間に就ては、既に法學社會の一問題として諸説紛々、未だ一の歸着する處を見ず、依て各府縣裁判所に於ては其の解釋を異にし、從て其の期間に長短の區別を生じ、爲めに被告人の權利上利害を與ふるの大關係を有するを以て、聊の余が卑説を述べ江湖諸君の參考に供せん

抑も欠席判決に關する刑事訴訟法中重なる條項を列記せば、第二百二十六條に於て欠席判決を爲すべき場合を規定し、二百二十七條一項に於ては欠席判決を爲す能はざる場合を規定し、二百二十八條第二項に於ては欠席判決に對し被告人に故障を許すべき場合を規定し、二百二十九條に於ては其の故障申立期間を規定し、二百三十條に於ては故障申立の手續を規定し、二百三十一條に於ては裁判所が故障申立を受理したる以後の手續を規定し、二百三十二條に於ては故障を棄却する場合を規定し、二百三十三條に於て故障申立を受理したるときは通常の規定に従ひ裁判を爲すべきこと及被告人此の場合に欠席したるときに再び故障を申立てることを能はざる旨を規定し、二百三十四條に於ては二百四十七條及二百四十八條の規定を適用するものとあり二百四十七條は一度失

ひたる上訴期間を回復する場合にして、二百四十八條は其の上訴權回復申立を爲したる以後裁判所が之に對するの處置を規定し二百五十二條に於て初て控訴を爲し得ることを規定せり、以上は欠席判決に對する規定にして、此の條項を深く研究せむ立法の精神を窺ふことを得從て控訴期間も亦自ら明瞭ならん

依て散士の茲に被告人に故障を許すことを規定せられたる立法者の精神を述べらるに先ち、世の學說二派あることを示さん、甲論者曰く欠席判決は控訴期間五日あり、乙論者曰く故障期間内の三日を除くの外控訴を爲すことを得ずと、一ハ相對的の解釋にして一ハ絶對的の解釋あり、而して他に故障期間經過の後尙五日間の控訴期限ありとの説あれども誠に兎藏に類するの說なるを以て、茲に掲げて論駁するの必要なし、而して散士は右二説の中、相對的の解釋たる甲説に贊同を表するものあり、抑も欠席判決なるものは公判期日に被告人或は代人の出頭せざる場合に限り之を爲すものにして、原告官たる檢事一方の陳述のみを聽きて、判決を下したるもの故到底其の裁判は不公平たることを免れず、茲に於て歟初めて故障をなすことを許可せり依て故障は通常の上訴と

其の性質を異にし、欠席判決を爲したるも被告人其の事件の起り居ることを知らざるに依るや未だ知る可らず、依て被告人より故障を申立るは、言を換て之を云へば對席の第一審判決を請求すると云ふも不可なきあり、依て被告人の故障は上訴にあらざるを以て他日對席第一審の判決あるときハ曩きの欠席判決よりも重刑に處せらるゝことあり、又其の故障は正當あるも経過したる逮捕の日以後對席判決までの日數は刑期に算入すべきものに非ず、然るに故障を爲さずして控訴を爲すは被告人に於て欠席判決を第一審對席判決と甘受するものあり、依て被告人ハ第一審を略して直に第二審を求むるものなり、然らば本人自ら第一審を甘受するときハ何故其の上訴期間を減縮するや(乙論者の説の如)立法者は普通の對席判決よりも欠席判決には故障ある一の特別の利益を與へ置きながら、被告自ら故障を爲さずして控訴を爲すときハ其の期間を減縮すると云はハ曩きの利益を與へ後には不利益を與ふるものにして是れ前後撞着するの規定と云はざるを得ず、豈に如斯の理あらんや而して被告人故障を爲さずして即ち豫納金と容れ第一審を略して控訴を爲すときハ如何なる利益ありと

云ふに此の場合に至てハ決席判決を第一審對席判決と見做し第二審控訴裁判所に於て之が覆審を爲すを以て前欠席判決よりも重刑に處することを得ず又其の上訴正當なるときは逮捕の日より刑期に算入するものあり、是れ故障と比較せば被告人何れに依るも一利一害の存するを免れず、何とあれば控訴を爲したるときハ事實の審判は一回のみあり、故障を爲さずときは二回の事實審判を求むることを得れども從て他日重刑となるの恐れと其の故障正當あるも未決拘留中の日數ハ刑期に算入せられざるなどの不利あればあり、然れども控訴は右の利益あるが爲め其の控訴期限を減縮すると云ふが如きハ未だ其の理由と爲すに足らざるなり、依て茲に法文に基き正解を下さん、刑事訴訟法第二百五十二條に曰く控訴の期間は判決言渡ありたる日より五日とす欠席判決を受けたるものハ故障の期間内故障を爲さずして直に控訴を爲すことを得とあり、絶對的に解釋を下す乙論者の説に曰く、故障期間内ある文字を加へたるに依れと法律は故障に代ゆるに控訴を以てすることを得ることとを示したるのみならず、併て其の控訴を爲すにハ普通の控訴期間に依らず、故障の期間即ち三日内に

之を爲すべきことを示したるものとすど解せざるを得ず、加之ならず若し此の場合に於ける控訴期間を五日なりとするときは實際上非常の不便あるのみならず之が爲め遂に法律の規定を無効ならしむるの結果を生ずべし、何となれば第二百二十九條の規定に依れば欠席判決を受けたるもの判決の送達ありたるより三日内に故障を爲されば其の判決を確定するものあり、然るに故障期間後尙控訴を爲すことを得るものとせば、故障期間内に故障の申立あかりしを以て、一方に於てハ欠席判決は確定すべきに他一方に於ては控訴に因り之を攻撃し得るの不都合を見るに至らん是れ豈法律の意思あらんやと、散士茲に反駁を試みん乙論者の言に欠席の控訴ハ普通の控訴に依らずと是れ誠に解せざるの第一點なり何とあれば控訴の期間ハ本條一項に示す如く言渡ありたるより五日とあり而して欠席判決に對しても控訴を許したる以上は其の起算點は故障の起算點より五日の期間を有するものと云はざるを得ず、何となれば特別に之が規定あらば控訴の期間又故障の三日あらん歟、然れども法に明文なき以上は普通の控訴期間即ち五日間ある可し、又乙論者の言に若し故障期間を経過

するも尙控訴の權ありとせを實際上不便あるのみならず第二百二十九條に依り故障期間三日を経過すれば確定するものなるに尙控訴の期間ありとせば、其の裁判は確定せざるの不都合を見るは是れ散士の解する能はざる第二點あり、何となれば刑事訴訟法第二百二十九條は三日内に故障を爲すことを得るとの規定にして三日を経過せば確定するとの規定に非ざるを以て當然確定せざるものあり而して乙論者は法文中故障の期間内故障を爲さずして直ちに控訴を爲すことを得るとあるを以て、故障期間内に直に控訴せざれば故障期間後ハ控訴權の消滅すること讀て字の如しと是れ絶對的に見解を下したるの過ちに歸せずんばある可らず、情々注意を案するに故障期間内に直に云云と記載したるは蓋し故あるなり、故障を爲さざるも其の期間内直に控訴をすることを得、從て控訴は五日と云へる原則あるを以て、特別に期間の規定なき以上は無論普通の控訴期間に因ること明なり、若し乙論者の如くば單に故障期間内に故障を爲さずして控訴をなすことを得て云ふのみにて充分なり、然るに茲に直にの文字を用ひたるは決して偶然にあらず、即ち相對的に直に控訴を爲すも差支な



しと云ふの注意あるを以て、從て直にせざるも故障期間經過後と雖ども尙二日の期間内に控訴を爲し得るとの意あるや、際々乎として火を觀るよりも明なり、若し茲に直にの文字無之ときは或は乙論者の如き解釋を唱ふる者あらんことを恐れて立法者の殊更に直の文字を置き其の相對的に解釋を下すべきことを示されたるものあり、然るに乙論者曰く果して控訴の期間普通の控訴期間に依るものとせば期間内の三字不必要に屬し單に故障を爲さずして控訴をなすことを得と云ふのみにて、十分ありと散士答て之を辨せん若し期間内の文字無之ときは、甚しき不都合の解釋を下すの恐れあり、その故障期間の三日を経過せざるの後にあらずれば控訴を爲すを得ざるの感あり、從て故障期間經過後尙五日の故障期間あるが如く解し得るを如何せん、是れ立法者の期間内の文字を用ひし偶然にあらずることを知るべし、散士はより甲論を附延せんに欠席判決を受けたる者は、其の言渡書の送達ありたる歟若くは欠席者自ら其の送達を受けるか然らざれば判決執行に因り其の刑の言渡ありたることを知りたる日より三日の故障期間を得若し其の期間内に故障を爲さざるも控訴の權を失

せしむるの趣意に外ならざるべし、果して然るに於ては本法の實に其の當を得たるものと云ふを得べし何とあれば本法は欠席者の利益を保護するに過ぎたる舊法の弊を踏襲せざりしを以てあり

以上散士が法理上甲説に賛同を表する所以あり、而して此の事に就ては嘗て京都府知事より司法大臣に伺ひし處其の指令散士の説と反對にして乙説と全一あり然して此の説の學理に背反するものあること、前述に依て明なり、今や散士筆を擱するに先ち一言せん、彼の裁判官の法の規定するが如く法律の解釋に於ては獨立獨行些少も他人の掣肘を受けるものに非ず、唯己の信する處に依り解釋あらんこと切望の至りに堪へず、而して指令の効力は全体に及ぶものにあらず只其の一部分に止るのみ、然れども又參考として大に利益ある場合あるを以て、茲に指令及甲乙二派に屬する法律家の氏名を紙尾に記載し以て當局者の剴覽に供す、

(參考) 廿五年五月七日欠席裁判を受けたる者の義に付伺

欠席裁判を受けたるものは刑事訴訟法第二百五十二條に依り右判決の告知を受けたる日より三

ふことと尙殘餘二日間の控訴期間あるものとす、故に欠席判決に對して故障を爲さざるものあるときは法律は之を對席判決を受けたるものと見做すに過ぎず、決して故障なきの故を以て第一審の判決を第二審の判決と見做す可らざるなり、已に第二審と見做さる以上は之れに控訴を許すは固より當然にして彼の對席判決の言渡を受けたるもの、控訴期間を経過したるに由り確定判決を受けたりと見做さるゝと同日の論にあらず、是れ茲に直に控訴を爲し得る旨を規定したる所以あり而して、其の控訴期間は幾日ある乎本條は別に之れを明示せずと雖ども、既に控訴と云ふ以上は普通の控訴期間即ち五日間あることと直に云ふと明記したるに依て明けし矣、是より散士は舊法と比較して再び茲に立法の精神を窺はんに、舊法は被告人裁判執行に依り刑の言渡ありたることを知りたるの証あるときを除き、刑の期滿免除時効に至るまで、何時にても故障を爲さずして直に控訴を爲し得るの規定ありしを、本法に至りて期滿免除云々の文字を刪除したり、既に故障期間を経過して欠席判決の對席判決に復し尙二日間の控訴期限を有するを以て結局最初より五日間の控訴期間を有

日内に故障し五日内に控訴を爲し得るものにて則ち五日を経たる後にあらざれば裁判確定すべきものに非ずと相考候處各裁判官に於て欠席裁判を爲すに際し故障及控訴を爲すことを得其の期間は三日なりとす判決書に記載しありて檢事も亦此の判決の儘確定の上の執行を爲すべき旨指揮せるものあり右は畢竟法文の見解を異にするより隨て取扱も亦區々に涉るべき義と見込候條何れを正當と相心得可然哉也

明治廿五年五月七日

指令 廿五年五月十二日

明治廿五年五月七日監第二號同刑事訴訟法第二百五十二條第二項解釋の件ハ故障の期間内に故障控訴を爲さざれば判決確定する義と心得べし甲説を唱ふるものは曩の大審院判事磯部四郎(刑事訴訟法講義)、當時大審院判事千谷敏徳(氏)が嘗て前橋地方裁判所長たりしときの欠席判決書中に此の言渡に對し故障ハ三日控訴ハ五日と明記しあるを以てなり)

乙説を唱ふるものは當時大坂控訴院判事一部長法律學士井上操(刑事訴訟法講義)、法學士田代

律雄(刑事訴訟法講義)、大坂地方裁判所長山本昌行(欠席判決書中に了知の日より三日内に故障又は控訴を爲すことを得と明記しあるを以てあり)

### ●監獄會議の設置を望む

佐原 生

近頃はやれ鐵道會議やれ土木會議やれ教育會議其他何會議と兎角會議の多き世の中あるも獨り監獄會議に至ては未だ其設立を見ず是れ如何なる譯けなるか我輩疑なき能はず抑も監獄の事業ハ政府にのみ一任して社會人民の抛棄すべきものにあらざる政府と人民とハ宜しく協同して内外相賛け經營し尙進で改良を計る責ありとす去れは監獄會議の設けなきは益々解し難しと雖も于今其設けなきハ他の急務に妨けられ之が設置に迫らざりしものからん政府の考果して我輩の思料する如くあらば一日も速に之を設置せざるを得ず試に看よ今日多くの人民は監獄を目して盜賊の溜場と云ひ或は魔窟と云ひ甚たしきに至てハ盜賊の學校と云ふ又監獄官吏を呼で一概に牢番と云ふ又福島宮城其他往々奇怪の出來事ありしを以て監獄には不正の官吏多きもの、如く想像する者あり畢

竟事情を明かに知る能はざるより疑心暗鬼を生ずる譬の如く妙な考へを懷くものにや百事消極に傾き積極の改善を企圖する者少し我輩と雖も監獄官吏の洗濯否選擇の必要あるを知らざるに非ずと雖も其か爲め改良事業に費する能はずと云ふは不可なり是迄衆議院に於て監獄費國庫支辨案の通過せざるは他に事情の存するものありと雖も多少監獄の事に明かあらざる遺憾おしとせず故に政府は速に監獄會議を設け其取調委員には主務省の官吏は勿論 會議員及び法律家衛生家教育家慈善家等の知名の士を撰び之に任し詳細取調歐米監獄の制度をも參酌し我國適當の改良を加ふるの方針を取らば社會人民に於ても安心すると共に大に發明する所あり結局民情に背くの憂なく國家經濟の許さるるとも無く上下相通し圓滑に改良行はれ國庫支辨も亦行るへし取て之が設置を望む

### ●監獄制度の將來を哀み併せて 監獄書記看守長を憫む

聯耶 山 焦 夫

奎運煥發開明日進の隆世に當り吾人の監獄制度の將來を卜し大に痛心憂慮に堪へざるものあり凡る事物の發達事業の整理を計らんと欲せば先づ當局者其人

を精撰し可成其事業に經驗あり技能あるの人を任用せざるべからず苟も其人を得ざらんか善制良法ありと雖ども空文死法とあり其實効を擧ぐることはざるに至らん當路者たるもの豈に深く注意留心せざるへけんや

監獄の制度たる歐洲に於ては一科の専門學として之れを講究し司獄官撰任の如きは最も之に注意留心を怠らず我國現行の法規亦大に歐洲完備の制を採用し尙着々其歩を進めつゝあるの今日獨り怪む典獄の撰任其當を失せざるや如何近時典獄の候補者多くハ府縣參事官郡長又は警部等より補任せらるる府縣參事官郡長果して能く獄務に練達せるや能く獄務の知識を具有するや甚だ疑なき能はず然れども府縣參事官郡長は現任委任官あるを以て暫らく恕すへき所あるも警部を以て典獄に任用するか如きは果して如何ある理由なりや警部と云ひ監獄書記看守長と云ひ等しく是判任官なり而して獄務と警務とは大に其趣を異にす當路者若し警部其人ハ獄務を處理するに適するものとして之を撰任せるものあらんか獄務に經驗あり知識あるは監獄書記看守長に若くはなし果して然らば何か故に彼に採り之に採らざる是に於て吾人は之

を私にしては監獄書記看守長其人の爲め之を公にしては監獄改良の爲め人材登用の道を杜塞するの不幸を歎せずんばあるへからざるあり近時我國監獄改良を唱導するは朝野一般の有様なれども抑も監獄改良なるものハ只に法文の改正監獄の改築のみを云ふにあらず法文を活用し運轉する所の司獄官其人の改良を云ふものなり然るに世人は法文改正監獄の改築に付ては少しく注意する所あるも行法者たる司獄官の撰擇に付ては更に注意せざるものゝ如し夫れ典獄は監獄に於ける主腦なり然るに其主腦たる典獄の撰擇如何に注意留心せずして其手足たる法文の改正監獄の改築のみに注意し以て監獄の改良を計る是恰かも木に縁て魚を求むると一般豈に其目的を達するを得んや故に眞正に監獄改良に意あらば須らく司獄官其人の撰任を慎重せざる可らず警務は警務として其知識經驗を要すると全しく獄務は獄務として特に専門の知識と經驗を要するは多言を須めず總て事物の發達進歩ハ専門の知識と多年の經驗とを要す監獄制度亦此原則以外に超然たる能はずとせば其制度の主腦たり運轉者たる典獄は専門の知識あり多年の經驗ある者たるを要するは論を俟たざるあり然らざれば善

制良法ありと雖將た何の用を爲さん彼の航海者を看し甲乙共に全一の海圖に依り全一の羅針を有し全一の船舶を運轉するに其術の巧拙非常の懸隔を生し一は圓満に進行し得るも一は暗礁に觸れ若くは衝突の難に陥る者ある所以の職として其運轉の巧拙即ち其知識經驗の如何に由らずんばあらざるあり吾人故に曰く司獄官の職務に専門の知識あり多年の經驗ある監獄書記若くは看守長より撰任するを要すと近ころ一二集治監書記より典獄に擧用されしものありと雖も是れ異數として見るべきものにして地方監獄書記看守長より任用されしものあるを聞かす吾人は熱心なる監獄改良論者あり監獄改良を熱望するの餘り近時典獄の任用を見一方に於ては監獄書記看守長の不運を憫み又一方に於ては監獄制度の將來を哀み敢て當路者及識者に訴ふ當路者識者以て如何とす

## 雜報

### ●監獄の賄を請負と爲す利害

監獄の賄を請負となすことに就ては利害得失説く人

の間云ふべからざる情弊生ぜずとも云ひ難くしかするときは請負人は一に利純を得ることのみに汲々し不正不良の端緒を開發せしめざらんと欲するも得ず折角監獄の手續を省き經濟の道を圖らんとせし計畫水泡に歸し僅かに情弊より一種の害毒を遺するに止り利あくして害を受くるのみ己に實例なきにあらざる當局者諸君考一考あれ

### ●在監人の顔洗場に就て

在監人就中國人の起床就役前顔洗の時混雜を極むるは往々見聞する所にして號令も徹底し難き嫌なき能はず事些細に似たれども紀律維持上には一考を要すへきことありと信認す己に茲に見る所ありて某監獄署にては井より筒樋を以て水を引き二十人或は三十人一度に嗽洗する様箱筒樋へ螺旋を施し置き號令に隨て此螺旋のある所に就き洗嗽する構置になしある所あり此は大に注意をせられたるものと認む如此せば混雜を免かれ紀律も立ち號令の本に動作せしむるに至極便利ありと思はる他の監獄に於ても之れに倣はれては如何

### ●差入品を請負商に委する上に就て

に依て其見る處を異にす或は請負は手数を省き便益ありと唱へ或は其弊害あるを認めて不可ありとするあり互に論駁說難して自己の見る處を利ありとあす抑々請負なるものは人民を相手とするものある故監獄吏員と請負人との交渉は數の免れざる處而して從來醜評の起るは多く此交渉に基因するやに傳聞す夫れ監獄は社交外の一社會にして可成外人の監獄内のことに干與するを忌避すべきものたるは論を俟たず苟も監獄夫れ自身にて爲し得らるゝことは監獄に於て之を爲し敢て外人をして之に干與せしめざる方針を取らざるべからず是れ監獄の紀律を維持し役業の餘地を存し得るに利便あり又經濟上に衛生上に便益を與ふればあり試に請負に對する利益如何と顧みれば監獄に於て材品の買入に係る手数と賄あれば之を炊烹するとの煩を省き得るに過ぎずして全然監獄の手数を省き得るにあらざる請負より持參せる材品の調査を要す即ち不良品たらしめざるべからず然るに炊烹せしものなるときは米麥の割合等精確ある調査は爲し難く菜類と雖も其新陳を辨し難く無形上の困難を感ずること筆紙の能く盡し得る處にあらざる是れ正面上のことなれども裏面に至ては請負人と監督者と

刑事被告人に食物の差入を爲す爲め差入商店あるものありて之に就て食物を購求し以て刑事被告人に差入を爲すは各地普通あるが此差入商店なるもの往々利益を壟斷し不當の價直を貪り甚しきに至ては假令自宅ある者にても自宅より持參せる食物は差入出來ずとて必ず此商店に就き購求せしむるが如き弊害あり故に此商店を許可して專賣せしむるの不可なりと説くものあり之れ情弊を見て以て其全般を打消す次第かれども各地必しも皆此の如くあらざる吾人の信して疑はざる處なり然れども情弊の最も生し易し之れを監督制止し自他の便利を圖らしむるの監獄署の義務とも云ふて不可あかるべければ請負商店のある處に在ては充分茲に注意し間接に監督の任を盡さんことを敢て切望の至に堪へず

### ●在監人の所持品押送方に就て

囚人を各府縣より集治監假留監へ押送するに當て其所持品を送付するには保管轉換の手續を爲して移送すべきは當然の扱なる趣あれども中には囚人を集治監へ押送するに當ては其所持品即ち領置物の一應本人へ下渡し(満期出獄囚全様)本人の受領證を受取り置きて本人に携帯せしむる向あるを以て之を受くべ



き集治監假留監に到着するときは地方に於ける新入囚全様領置の手續を了せざるを得ざる煩ありと聞く是れ變則にして而かも集治監假留監に於ては再び新入囚全様領置の手續を爲すべき煩ある趣旁々不當不便あれば地方より囚人の領置貨物を集治監假留監へ移送する際には保管轉換の如き手續を行はれたるのあり記して以て參考に供す

### ●身元保險の事に就て

近時各種の保險事業大に發達し這般の會社種々接して世に出つ亦盛なりと謂ふべし蓋し社會の發達するに従て人事轉た複雑となり自ら保險事業の必要を生ずるあるへし是れ實に時運の然らしむる所予輩も亦欣然の情に勝へざるなり然るに予輩の遺憾とするは歐西の所謂身上保險會社の創設を見るに至らざるの一事なり此身上保險の約言すれば被備者の身元を引受若くは備主に向て身元保證金を代辨し被備者の給料より毎月幾千つ、徴收して保險料とし若くは立換金を償却せしむるの方法に外ならず貧窮者の職業を媒介する有益事必要ある營業ありと謂ふべし既に歐陸諸國に於ては數年以來經驗を積みて好成績を収めたりと云へり該業の出獄人の就産に最適切にし

て殊に失費を要せされは其營業の方法さへ宜しきを得れば眞に一舉兩得の善事と謂ふべし一面には慈善家の囊底を拂はしむるの憂なく又一面には社會の爲めに必要な放免囚の保護を成就す換言すれば一錢の私財を捐てすして宏大無邊ある功德を施すものといふべし抑々出獄人を保護せんと欲し多人數雜居の工場又は寄宿場を設置するの有害なるは如今識者の一般に認定する所あれば眞に確實ある至簡至便の保護方は個人的相應の被備先を搜索して身元の保證に立ち備使の周旋を爲すに外ならざるべし備主は放免囚因知りては危險の思あき事能はす容易には備使を肯んせざるへき事當然の次第なれは保險會社に於て保證の地位に立ち若し備主に損害を被らしむることあれば會社より辨償することゝなさは備主も安心して儲入るゝに踰越せざるべし年來各地方にて出獄人保護會社設立に盡力せらるゝこと少からざれども今日迄に實際成立を見たるは僅に五指を屈するにも足らざるなり豈慨歎せざるべけむや畢竟幾千幾萬の大金を醵集して(殊に義捐)其費用に充てんとどの計畫あれ又手社容易に纏らざるあれ若し營利的の會社として一錢をも擲たす此大々慈善否必要事業を經始す

り相當の改正あらんことを望む

### ●人間の責任

伊太利亞の著名の記者ロムプロッ氏は去る五月分の或雜誌に一書を寄せ犯罪と刑罰との因果に就きて「人間の責任」に關する有益の長論文を掲載したり劈頭先づ説て曰く何如に僻舊保守の人なりとも最早や人の責任論に就きて古代そのまゝの論理を奉じて以て古の刑法を辨護すること能はざるべし云々而して尙ほガロフ・ハロ、フイオレッツテ、レリ、ブルヘル、マルデー、ドリル、トルストイ等古今名家の徒を引用し又伊太利、佛蘭西、魯士亞、白耳義、和蘭等に於て刑法の取扱上、此觀念の次第に變遷したる證據を擧げたり中にもガロフ・ロ氏が刑罰に對する説を引抄したるものに云く

罪あるものの罪を行はしむべき或る本能が生れ乍ら其人に存せしか又は憐憫及び名譽の本能が其生理上の機關に於て欠乏せしか、の譯によりて犯さるゝなり其本人に於てのみ責任を受くべきに非ず左れば第一種の原因によりて罪を犯せしものは死刑に處するとも可なりと雖も其他のものに對しては其の失行の償を爲さしむべき法を定むることを

るとき何人か賛成せざらん而して其成績に至りては義捐的醵金の慈善組織と何の選ぶところある予輩へ此の如き營利的會社組織の身上保險事業を實際に目撃することの遠からざらん事を切望するあり斯身上保險の固より出獄人に止らず身元保證金の提供を要する官吏並に會社役員をも包含すべきものあり

### ●獄則とは何を指稱するや

監獄則第四十二條に所謂獄則とは何を指稱するものあるや判然たらず監獄則とも見ゆ否決して然るへからず又監獄に於て定めたる規則とも見ゆ若し規則をのみ指稱するものとすれば教令は如何時々口頭にて與ふる教令は如何懲罰は重なり本來法律を以て規定せらるべきものと思惟す然るに今の如き不明瞭なる書方にては或は錯誤の生ずるを恐るべからざるべし監内規則に「官吏の教令を恪守せざるもの何々の罰に處す」との一ヶ條を設け置きて事足るものとは言ふ可らず余は直接の許可文を存せられんことを望む若し一々監内規則官吏の教令等と列擧するの煩を厭ふなれは事獄則とも何とも明記せず單に監獄の懲罰は左の如しと云ふか如き書方を可とすべし要するに本條の獄則の文字は疑惑を生じ易きに由

要とし、必ずしも禁錮等は爲す可らず其償の會に被害者に對してのみならず併せて國家に對して其損失を償ふべきなり

又レヒー、ブルーヘルの説によれば

罪人を造るか正直の人を造るか父の遺傳と包圍の事情とが最大の原因を爲す人殺たり泥棒たるものは生るゝ時より既に其種子を遺傳せり、かくして生れたる子は即ち道德上の盲人たりかゝる不具者の常に憫れみを受くべし社會が酷遇すべきものにあらず故に吾輩は此等の罪を生せしむる其原因を除却するに力むべし故に貧人及び困厄の人の状態を改良することに盡力しかの罪惡の種子を擴張すべき土地に向て豫防するに若くことあらすといふ所少しく説教に失したる所ありと雖も如何に社會が其の責任を分つべきか既に彼國に在ても識者の唱道する所あり今又之れを唱ふ全く彼の有名なる罪人心理學の結果たるべし之れよりは歐洲各國に於ても随分監獄問題喧しかるべく從てそれが爲め利益を得ること多かるべし、如今我邦に於ける監獄の運命は如何、一時少しく法律學者間に聞へたる罪人心理學は如何、聞く所に依れば我邦の大學の教師に在

てい夫のロンブロー二派の唱ふる心理説に重きを措かずと

### ●處刑宣告書拔抄

聞く所に據れば司法省に於ては監獄に送付し來りたる宣告書謄本を改めて抜抄となさんとの意見を或筋に差出したる所其の筋に於ても種々協議の末其の抜抄の雛形を示し記入等を詳密に於ては行刑上不便を感じるが如きことおかしむるに於ては何等差支なかるべしとの議あるやに洩れ聞けり

### ●監獄參觀に就て

監獄參觀に就ては從來種々の問題ありしと雖も去る二十三年三月の通牒に依り略其の範圍を一定し置かれたるも間々甲乙に於て自ら許否の區別を生じ之を以て參觀人は彼是の事を引照し來り以て迫り來るもの少からずと聞く是等の事は須らく典獄の職權内に在ることなれば嚴然、獄務上實益を與ふるもの及び管理上差支あきものに限り或は之を許す事もあるべく位に範圍を縮少せらるゝ方宜しからん

### ●在監人所持品等に就て

在監人所持品及遺失物贓物等物品會計規則に據り保管すべき筈にして從て物品會計官吏の監督に

屬するハ勿論あれども其の現品は從來各監獄署警察署に取扱主任者を置き保管せしめ半ヶ月若くは一ヶ月分の出納を取纏め本廳會計官吏に報告し出納簿記入の手續ありし處某縣に於ては之を半年報若くは壹年報とあして物品會計官吏に報告あしたき旨其筋へ問合せたるに差支あき旨回答ありたるやに聞き及べり

### ●食器の一定を望む

在監人の食用器具は監獄則施行細則第六十四條に於て木椀、箸、飯器と規定しあるも云はゞ只總名にて木椀と云ふも如何ある作り方のものあるや又箸は如何ある種質のものを指稱するにあるか飯器は如何なる物体にて如何なる作り方のものを云ふ乎更に詳説せしものなきよりして各地思ひ／＼のものを使用し區々異同あるを免れず又其箇數に至ても一樣あらず今日遇囚上の畫一を要する場合に當ては如此有形的の器物の各地均一を欠くは甚だ然るべからず故に此等も獄衣同様均一あらざるべからず其筋より一定の模形を示さるゝか或い夫れまでに行かずとも聯合會に於て協議を遂げ一定にせらるゝ何れにしても同一物あらんことを希望す因に記す或地方に於ては木椀

普通良民の使用するか如き塗り椀を用ゆ其塗椀も新らしき内は能けれど使用久しきに當るを以て塗が剥け縁がこわれ、汁を入るれば未だ七八分目に至らざるに早溢れ出るものあり他の満足ある椀を所持する者に比すれば汁の分量減少し平一を欠く此の如くんば當に外面見苦しなると云はんかたなきのみならず囚情に影響すること少しとせず又飯器は別に貸與せず長方形又ハ四角の小板を一枚つゝ貸與し之におし抜き飯を乗せ又菜をも之れにのせて食せしむる處あり此板も飯器と云へば飯器あり飯器の製方は明示なければあり此小板に就ては囚人間に苦情を唱ふるものあり其唱ふる所ハ豆菜の時などにはこゝろ／＼こぼれ落ち誠に始末に困るる又其落ちたるものひらい食するときは看守者に叱責せらるる故に改良して貰ひたしと無理あらぬ苦情と云ふへし以上は一二の例證に過ぎされども他にも甚だ然るべからざるものあるを見聞す吾人の望む木椀曲物(底には厚き板を用ゆ)飯器も角のものよりは楕圓形又ハ圓形のものを使用することに改められんことを

### ●押丁全廢

九州地方の特色なるものは曾て本誌に唱導せしこ

とありしが爾來九州地方の外押丁の全廢を決行せし  
どころなり然るに今回福岡縣に於ても之が全廢を行  
ふことになりたるよしに聞けり己に九州に於ては押  
丁全廢ハ宮崎縣實に之の先驅を爲し次きに大分熊本  
の二縣之を斷行し今亦福岡縣には英斷を行ひ集治監  
留置看守人員の如く看守を設置することゝす而して  
九州地方の外他の地方にては押丁全廢の斷行を爲  
せし處亦一に其筋より設置程度改正案の發布を冀  
望するものゝ如し竊かに怪む押丁全廢ハ獨り九州に  
行へて他の地方に行ひ得られざることを

## ●監獄の焼失

本月六日警視廳監獄八王寺支署へ祝融の災に罹り焼失せり火元は八王寺町の妓樓にして折柄監獄支署の其風下ありしを以て罹災の恐あり物具の取片付在監人出房避災の用意を爲し非常に備へ居りしどころ終に類焼を免られざるに至りし故在監人を他へ移して

災を避けしめ諸物具を移送する等一時の中々大混雜を極めたりし由あるも吏員の注意盡力と配慮とに由り在監人の一人も逃亡せしめず諸物具書類等の一も焼失せしめず無難に始末を了せられたる趣なり斯る混雜に際して戒護と手配等の行届きたるは感服の至なり監獄支署焼失に就て一時八王寺區裁判所を借受け之に在監人を移して拘禁し四人は東京石川嶋市ヶ谷兩支署へ移送することとなし當分の内、仮監を建設して刑事被告人等を拘禁し廿七年度に於て監獄の建築に着手する積なるやに聞けり因に監獄に係る非常變災はいつ何時何れの監獄に生起するやも測られず決して對岸の火事視するを得ず前車の覆るを見て後者の誠めとなすに識者の明なり宜く非常心得なるものを設けて之を平生に演習練磨し以て不虞に備ふるは最も緊要の事ありとす

## 統計

●明治廿六年六月々末全國現在々監人員

|   |   |   |   |       |     |       |     |    |       |      |   |
|---|---|---|---|-------|-----|-------|-----|----|-------|------|---|
| 廳 | 府 | 縣 | 名 | 囚     | 人   | 刑事被告人 | 懲治  | 人  | 別房留置人 | 攜帶乳兒 | 計 |
| 警 |   |   | 視 | 三、七八〇 | 八六〇 | 二六    | 二七二 | 一〇 | 四、九四八 |      |   |

[illegible]



|     |       |       |       |       |       |     |     |     |     |     |     |     |     |       |       |       |       |       |       |       |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 山   | 滋     | 岐     | 長     | 宮     | 福     | 岩   | 青   | 山   | 秋   | 福   | 石   | 富   | 鳥   | 嶋     | 岡     | 廣     | 山     | 和     | 德     | 香     |
| 梨   | 賀     | 阜     | 野     | 城     | 嶋     | 手   | 森   | 形   | 田   | 井   | 川   | 山   | 取   | 根     | 山     | 島     | 山     | 口     | 島     | 川     |
| 四三三 | 一、一三八 | 九四一   | 一、一一九 | 七四八   | 一、〇九五 | 四四三 | 二九四 | 六〇五 | 六九六 | 五〇〇 | 五〇三 | 五二四 | 七二八 | 九一一   | 一、六三九 | 一、七二六 | 九八六   | 一、一三五 | 一、五九〇 | 一、四一八 |
| 一五一 | 一二二   | 一七三   | 二四二   | 二七六   | 一九八   | 一一一 | 六一  | 六一  | 一一五 | 二五  | 三六  | 五四  | 六七  | 一四一   | 一四二   | 二九五   | 一七八   | 一八一   | 一八八   | 二二七   |
| 二   | 一     | 一     | 一     | 一     | 一     | 一   | 一   | 一   | 一   | 一   | 一   | 一   | 一   | 一     | 一     | 一     | 一     | 一     | 一     | 一     |
| 六五三 | 一九六   | 一九    | 二四七   | 二四七   | 二四七   | 一   | 一   | 一   | 一   | 一   | 一   | 一   | 一   | 一     | 一     | 一     | 一     | 一     | 一     | 一     |
| 二〇三 | 一〇    | 一〇    | 一〇    | 一〇    | 一〇    | 一〇  | 一〇  | 一〇  | 一〇  | 一〇  | 一〇  | 一〇  | 一〇  | 一〇    | 一〇    | 一〇    | 一〇    | 一〇    | 一〇    | 一〇    |
| 五九二 | 一、三五二 | 一、一三一 | 一、四八四 | 一、〇四二 | 一、二八八 | 五五四 | 三五八 | 六七六 | 八一六 | 五三六 | 五七三 | 五九〇 | 八一  | 一、〇七〇 | 一、七九六 | 一、三九六 | 一、七九六 | 一、七九六 | 一、七九六 | 一、六九六 |

|       |       |       |       |     |       |     |     |    |       |       |       |     |        |
|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-----|-----|----|-------|-------|-------|-----|--------|
| 愛     | 高     | 福     | 大     | 佐   | 熊     | 宮   | 鹿   | 沖  | 東     | 宮     | 三     | 兵   | 總      |
| 媛     | 知     | 岡     | 分     | 賀   | 本     | 崎   | 嶋   | 繩  | 集     | 集     | 集     | 集   | 兵      |
| 一、二二七 | 一、三二五 | 一、七〇九 | 一、〇五九 | 五八〇 | 九六四   | 四七一 | 五四四 | 未詳 | 一、三五〇 | 一、〇七二 | 一、六四三 | 二六六 | 六四、二二七 |
| 一七一   | 二〇二   | 二五七   | 一五九   | 五七  | 二五八   | 五九  | 一三七 | 同  | 同     | 同     | 同     | 同   | 九、〇九三  |
| 五     | 一     | 一     | 一     | 一   | 一     | 一   | 一   | 一  | 一     | 一     | 一     | 一   | 二、三九   |
| 一四    | 二四    | 二二    | 二二    | 二二  | 三一    | 二二  | 二二  | 同  | 同     | 同     | 同     | 同   | 一、四九〇  |
| 一四    | 二四    | 二     | 五     | 四   | 一     | 三   | 三   | 同  | 同     | 同     | 同     | 同   | 三八一    |
| 一、四三一 | 一、五七二 | 一、九九一 | 一、二二六 | 六六三 | 一、二六五 | 五三五 | 六八六 | 同  | 一、三五〇 | 一、〇七二 | 一、六四三 | 二六六 | 七五、四三〇 |

監獄彙報

●堀川監獄の赤痢

(明治廿六年八月十八日)  
大坂朝日新聞

去八九日ごろより蔓延せしものなるが昨日に至りては總員五十一人の患者となり死亡も十二人全治は僅る八人なり左れば醫師は其初患者を出せし第三、四、

●札幌通信

八月二日登  
(明治廿六年八月八日)  
東京日々新聞

五の三番監に於ける分房に對して隔離法を行ひ只管豫防撲滅を圖り居れり右患者一人を除く外は皆已決囚にて其一人のみ未決囚あり  
井上内務大臣の一行去る三十一日着札するが否や大臣の太田書記官小河屬に命じて旅館よりは凡そ一里を隔てたる集治監に赴かしめたり

翌八月一日井上大臣は午前六時を以て農學校を觀覽し同九時半北海道廳に登り北垣長官以下の高等官を集めて會議し午後六時に至るまで各般の事務に付き熱心周到なる審議を盡されたる由郵築參事官は終日大臣に隨伴し太田書記官小河屬は樺口集治監及市來知に在る同集治監支署を巡視し其より幌内炭坑に於ける囚徒の外役を實見したり又水と秘書官木内書記官は札幌區役所及札幌近傍の二三戸長役場を巡視したり此度大臣の一行は外見にも須臾も閑日月なきが如くなり

## ●對面人の嚴重

(明治廿六年八月廿八日  
土曜新聞)

常監獄署在監人へ對面を願出る者日々數十名の多きなるが先頃迄は當該官の見込に依り大概對面を許し居たるも典獄會議の結果として在監人取扱ト着々改良を加へ對面願人の如きは大に規則を嚴重にし事情實に不得已の外容易に對面を許さざれば日々對面願人數十名の接見を許可せらるゝ者は僅々二三件ありと云ふ

## ●露國の囚徒

(明治廿六年七月廿五日  
大阪市大坂朝日新聞)

露領に於て罪を犯し苦役に處せられし土耳其人「ゼーアクベン」バークナー「シノフオブス」ゼーチャ

ソス、ウカハス」の四名曾て其役に耐へず竊に露國を脱して本邦に遁れ來りしを去廿二日の高砂丸便にて横濱より神戸に護送し昨朝更に露艦マンチユリア號に移して本國に護送したるよし

## ●千島分監新設に就て

(明治廿六年七月二十五日  
銀室北海道新聞)

井上内務大臣が千嶋國擇捉島ニ集治監を新設せんとの意見を抱き遂に大井上北海道集治監典獄へ内命し同島を探檢せしめ同氏へ過般同地に赴き擇捉其他の諸嶋に寄航し種々取調を遂げ此程歸監したるが今或人が同氏に就き其意見を聞きたる大要ありと云ふを聞くに千嶋群嶋中一も集治監設置に適するものなし彼の擇捉島の如きは相應の地積もあり較屬望すべき嶋嶼あれども沿岸の既に栖原外二三氏の漁場あり其嶋内は地味宜しからざるを以て馬鈴薯を除くの外耕作に適せず加ふるに積雪殊に深く年々六月の聲を聞かざれば融解せざるより農業に従事するの時期短少に過ぐ去れば今更集治監を設置するにもせよ到底相當の役業を發見すると能はざれば逆も設置の見込あり云々